

## 産業建設委員会会議録

=====  
日時 令和6年11月26日（火曜日）

午前10時から午後2時16分まで

場所 第4委員会室  
-----

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（1）令和6年第4回（12月）定例会上程議案等について

①専決処分の承認について（令和6年度土浦市一般会計補正予算（第4回））

②令和6年度土浦市一般会計補正予算（第5回）（案）について

③令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）（案）について

④土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正（案）について

⑤常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定（案）について

⑥債権の放棄（案）について（市営住宅使用料及び駐車場使用料）

⑦債権の放棄（案）について（水道料金）

⑧公の施設の区域外設置に関する協議（案）について

⑨専決処分の報告について（和解）

（2）報告事項

⑩入札案件について

⑪土浦市地域経済循環創造事業に係る公募型プロポーザルの審査結果について

⑫パブリック・コメント実施案件について

⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について

⑭下水道事業会計における不納欠損処理について

⑮水道事業の広域連携について

（3）その他

⑯デジタル田園都市国家構想交付金事業について

⑰桜土浦IC周辺地区土地区画整理事業に係る事業協力者の公募について

⑱霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査について

4 その他

⑲「土浦市公共施設等再編・再配置計画」の進捗状況等について

5 閉会

---

出席委員（7名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

---

欠席委員（0名）

---

説明のため出席した者（17名）

副市長 小林 勉 産業経済部長 塚本 隆行

都市政策部長 飯泉 貴史 建設部長 渡辺 善弘

商工観光課長 沼尻 健 農林水産課 坂本 直親

都市計画課長 鈴木 孝昌 都市整備課長 福澄 雄祐

公園・施設管理課長 中島 賢市 建築指導課長 齋藤 仁志

道路管理課長 滝田 昌暁 道路建設課長 浅岡 武徳

住宅営繕課長 三浦 誠 下水道課長 室町 和徳

水道課長 和田 利昭 農業委員会事務局長 岡田 将之

行政経営課長 天貝 健一

---

傍聴者1名

---

事務局職員出席者 古宮 英剛

---

○平石委員長 それではただ今から産業建設委員会を開催いたします。資料の改めて確認ですけれども、サイドブックスの産業建設委員会、令和6年、本日、「11月26日開催」のフォルダをお開きください。そして執行部の皆さんもまた委員の皆様も、会議録作成のため発言の際にはマイクの使用を改めてお願い申し上げます。それでは、御準備がよろしければ、はじめに(1)令和6年度第4回定例会 upper程議案などについて、①専決処分の承認について(令和6年度土浦市一般会計補正予算(第4回))について、説明をお願いいたします。

○小林副市長 おはようございます。専決処分の御説明の前に一言申し上げさせていただきますと存じます。第93回土浦全国花火競技大会の中止につきましては、実行委員会の委員でもございます産業建設委員会の皆様をはじめ、市民の皆様や関係の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけする事態となり、誠に申し訳ございませんでした。また開催決定会議におきましても、これまで議長にも御出席をいただき、開催していたにもかかわらず、今回、島岡議長にお声掛けができなかったことにつきまして、重ねて深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。この後、詳細につきまして、第4回定例会に提出いたします議案等の中で、担当課長から御説明させていただきますが、この度、大会の中止に伴い、有料観覧席や広告料等の収入が見込めなくなってしまったことから、開催に向けて、既の実施しておりました事業等に関する経費をできる限り速やかに関係者にお支払いするため、実行委員会に対します補助金を増額する補正予算を、去る11月19日に専決処分いたしました。また大会の中止に伴いまして、本市から新たに補助金を追加して支出しなければならなくなったこと、また市民等の混乱を招いた道義的責任を明らかにするため、市長と私の給与月額を減額する条例につきましても、同日付で専決処分いたしました。権威ある本花火大会が中止となった事態を重く受けとめまして、今後は、信頼回復に努めてまいりますとともに、来年の100周年記念大会の開催に向け、様々な角度から、運営方法等について検討してまいりたいと考えてございますので、御理解のほど、何卒よろしくをお願いいたします。改めまして、今回の花火大会の中止に当たりまして、多大なる御迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

○沼尻商工観光課長 それでは、サイドブックスの資料①、専決処分の承認についてお開きください。それでは私のほうから、専決処分の承認の御説明の前に、中止決定に至りました経緯を、委員の皆様にも時系列で御説明させていただきますので、資料の2ページをお願いいたします。まず表のほう、日時、令和6年5月8日に、こちら実行委員会前に花火主催三団体会議ということで、備

考欄に記載のとおり、私商工観光課長、それから花火のまち推進室長、それから商工会議所の事務局長、観光協会の事務局長とで、実行委員会前のいろいろな資料の整理を行っております。その後、5月24日実行委員会のほうを開催させていただいております。備考欄に記載の出席者、市長、副市長、議長、商工会議所会頭、それから産業建設委員会委員長、それから産業建設委員の皆様にご出席をいただいております。その後、7月17日に第1回目の花火の雑踏警備の会議を行いまして、こちらは実行委員会のメンバーのほか、土浦警察署、警備業、JR土浦、バス事業者などによって行っております。さらに9月27日に、商工観光課職員、警察署、警備業のほうで、市内の至る所の現地調査ということを行って現地確認を行っております。その後、第2回目の雑踏警備打合せということで、10月3日に同じようなメンバーで打合せを行っております。この時点で詳細を詰めていくところでございますが、この時点で台風等の気象状況が、どうも怪しくなってきたということもありまして、この時に警備業のほうと、延期日のほうへのシフトといった話もしております。その後、10月25日以降、民間気象予報を業者によりまして、ピンポイントの天気予報を情報収集しておりました。ただ、台風の影響で秋雨前線が上下する関係で天気が晴れてみたり、曇ってみたりということで、大変判断が難しいところございました。そういった中で、10月28日以降、警備員の不足が予想されていきましたので、大手警備会社等への人員確保の相談を商工観光課職員にて行ったところでございますが、10月31日開催決定会議のところでは人員確保ができないというような判断になってございます。その時の参集メンバー、このとき今、小林副市長からも申し上げましたけれども、島岡議長に御出席いただくところ、失念してしまいまして、大変失礼いたしました。こういったことで、中止の決定を行ったところでございます。資料の下、今後の検討事項と記載しておりますが、まず今回の中止によっていくつかの課題が見えてまいりました。そうしたことで、一つ目のポチ、延期日の考え方でございますが、今回は延期日を2日間設けておりましたが、それを今後は1日とするのか、または延期は設けないとするのか、今後の検討事項としております。また延期日の制定に伴いまして、それに対応するための財源が必要となってまいりますが、限られた市からの補助金のほか、二つ目のポチ、自主財源の確保に今後努めるとともに、歳出の削減も検討していなければならないというふうに考えてございます。さらに三つ目として、警備体制の確立としておりますが、現在警備業との協議等を進めております。そういった中で、警備業協会から、現在の県内の開催されているイベントの状況、大変多くなってきている、そういったお話、それから警

備員の確保、本市の大会で、例えば2日、3日という警備員を確保した場合に、また市のイベントにも影響が及ぶ可能性もなくはないといった、そういったお話もございまして、今後の検討事項として重要視しているところでございます。つづきまして、補正の理由でございしますが、資料の3ページのほうをお願いいたします。こちら11月2日開催を予定しておりました競技大会の中止に伴いまして、有料観覧席の収入、それからスポンサー収入、有料駐車場の収入が見込めなくなったことから、既に業務が完了しております栈敷席や仮設トイレ、会場周辺の草刈等の費用に支払に必要な2億3,000万円の増額補正をさせていただいたものでございます。資料の歳入予定額、網掛けの部分が、収入が見込めなくなった広告料、有料席販売料、雑入の有料駐車場料となっております。それから支出予定額を御覧いただきますと、ほぼ全ての委託業務が完了しておりまして、使用料や賃借料につきましても、有料観覧席栈敷席や椅子席、それから仮設トイレ、音響設備など、ほぼ設置済みとなっております。合計が歳入予定額と同額3億800万円というふうになっておりますが、中止により新たに係る経費として、米印に記載のチケットの払戻しの委託料、それから会場を原状復帰させるための整備、整地委託料等が発生しまして、こちらの金額が640万円、支出の合計が3億1,500万円というふうになっております。ここから資料の下から2行目の補助金、既にいただいております8,500万円を差し引きまして、不足額が2億3,000万円となるものでございます。つづいて、専決処分の理由でございしますが、こちらは4ページを御覧ください。今後の支払でございしますが、先ほど申し上げたとおり、既に業務が完了している業者への支払、こちらを速やかに行うため、専決処分とさせていただいたものです。花火師56社への出品補助の支払、それから委託業者だけでも約40社ございまして、そのうち約8割の30社が市内事業者でございまして、12月議会に議案としてお諮りして、議決をいただくのが12月末となってしまいますと、これから事業者への支払い、元請から下請け、その先の関係事業者、そういったところに行くのが、おそらく支払が翌年になってしまうというようなことを懸念されましたので、支払請求に早急に対応するため、専決処分とさせていただいております。今回の花火競技大会の中止によりまして今回の補正、大変な案件であり自分自身も大変重く受け止めております。委員の皆様、今後うちの大会をどう対策していくのか、どうしていくのかというお考えあるかと思っております。イベントが集中する11月での開催時期、このままでいくべきなのか、それから今回の台風の影響をもろに受けておりますので、そういった気象状況の変化にどう対応していくべきなのか、また警備員確保に係る経費の支出、

予算に限りもございますので、そういった部分についてどうするのか、こちらはこれから一つ一つ課題をクリアしていかなければならないというふうに考えております。今後も産業建設委員会の委員長をはじめ、委員の皆様には様々な角度から御意見いただきながら、解決策を見出して、次期大会に向けて進めていきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○平石委員長 それではこの件につきまして、委員の皆様からもいろいろあるかと思っておりますので、順番に。

○海老原委員 今日、事前の委員会なので、どこまで進めていいのかどうか、委員長のほうから。どこまでやっていいのか。

○平石委員長 どこまでっていいますと。

○海老原委員 本委員会があるのだけど、今日は事前の委員会なので、事前の委員会はどちらかというと、説明がメインだということですよ。これについてどのように。何を言ってもいいですか。

○平石委員長 いろいろ内容でも全部聞きたいことは、今回聞いていただいて結構だと思います。全員協議会では全く説明がありませんでしたので、今回明らかにしたいと思っております。

○竹内委員 全協でも言ったんですけれど、何はともあれ、中止になった以上は、要するに、花火師にしても、業者にしても、えらいリスクを背負ったわけだから、当然返すもの、払うものは出ていくわけだから、それは早めにけじめをつけて、支払をしたほうが良いと。そのためには専決処分も辞さなくて、私はあの当時は予備費でも使えば良いのではないかとおもうと思ったのですが、いずれにしても専決処分で補正を組んで、支払を早めにやらないと、時間が経てば経つほど、いろいろな問題が出てくるので。それからもう一つは、花火は土浦だけじゃなくて、どこでもやっているのだから、大きい花火は。そういうところは、こういう場合どういうふうに業者とか、関係者にどういうふうに体制を作り変えるか、そういうことやっているのか、その辺は勉強したほうが良いのではないかという話もしたのですが、でも一番、この間言えなかったのは、物事をいろいろやる場合には、運動会でもそうだし、市民体育祭でもそうだし、一応保険が掛かるんだよね、みんな。そういう意味ではこの花火は、こういう不測の事態を招いた場合の保険というか、そういうものは関係業者と、あるのかないのか。ないとすればね、やっぱりこれ、不測の事態が来る場合があり得るわけだから、中止という。そのときはもう関係業者と、一定程度こういう保険をもとにして、支払をすとか保障すとか、そういう打合せをもうやらないといけないと思うのですが、ここだけ聞いておきたいんですけど、そういう

のはあるんですか。

○沼尻商工観光課長 保険につきましては、興行中止保険というのがございまして、今後そういったものを加入していくというようなことも検討してまいりたいと思って考えております。

○竹内委員 とにかくこれは検討しないと。やるほうも、保険が入っているのと入っていないのとでは大違いなんだよ。土浦はもしかすると、突然中止になったらどうするんだってという業者も出てくるわけだから。やっぱりそういう意味では、隅田川でもどこでもやってるわけなので、大曲でも長岡もやっているわけだから、少し勉強というか、どういうふうに、そういう場合は対処するのですかと、事前にはどのような打合せをしているのですかと、そういうことも参考にしていかないと、これからはいけないのではないかと思ってるのですが、なんだかんだ言っても、あの時言ったのは、私は予備日と警備は1セットだと。だって、予備日ということを設定した以上は、やるということを前提に広報しているわけだから。市民も皆、予備日があるから、今回の場合9日の日曜日に当然やるものだとみんな思ってたんですよ。ところが、その前に中止して、警備がどうのこうのだったから、市民の皆さんからいっぱい苦情が来たわけで、今でも来ていますけどね、業者からも来ているけど。この予備日と警備はもう1セット。これ見ていると警備体制のことだけでも5、6回集まりをやっているんだよね。これ5、6回集まりをやっているにもかかわらず、予備日に警備員が少ないから中止だったわけですけど、この5、6回の警備体制の検討っていうのは、一体何をやってたのかね。当日開催のみの警備なのかね。

○沼尻商工観光課長 あくまでも、11月2日の体制を整えるために、要所要所でそういった警備の部分を議論しておりました。それから、先ほどの興行中止保険なんですけれども、先ほど申し上げた検討していくというのは、その内容がいろいろありますので、その辺の部分について今後またさらに精査したいというようなお話でして、実は今年も興行中止保険には入ってございました。それはあくまでも、2日の当日、それから、3日の延期、9日の延期ということで、およそ金額的にはそんなに高い金額ではなかったんですけども、実際にうちの場合には、延期をしなかったということでしたので、あくまでもその保険は延期日を行って、それでも中止した場合に出る保険ということでございまして、今回は保険が下りなかったというようなそういう視点もございましたので、何日に入るとかっていう部分は今後精査していきたいというふうに思っております。以上です。

○平石委員長 では、順番に行きますか。海老原委員どうぞ。

○海老原委員 まず1点はですね、以前にも花火が中止、いや延期になった時がありますね。ちょっといつか分からないのだけど。その時のガードマンの対応、費用も含めて、まず聞きたいと思います。

○沼尻商工観光課長 前回延期したのが平成18年になっております。18年の時には確か、警備体制のほうは、およそ人数的には400人と今とそんなに変わった状況ではございませんでした。以上です。

○海老原委員 その時の経費の支払はどうなっているの。

○沼尻商工観光課長 当時は10月という、そんなにイベントも多くございませんので、警備員のほうは、延期の場合にはそのまま支払をせずに、次の週にシフトしていたということでございます

○海老原委員 平成18年だから、今とではですね、それほど参考にはならないと思います。分かりました。それから、もう1点ですね、何といたっても中止を決める時に、先ほど小林副市長が言っていたのですが、議長を呼んでいなかった。本当に失礼かと思うんです。それにプラスですね、実行委員会の中に、実行委員会の規定の中に、花火の打上げに当たっては、実行委員会で検討をし、そして最後には競技大会の実行委員長が決断するということになっているんですね。今回はその実行委員会、先ほど市長、副市長、商工会議所云々っておりますが、このメンバーの組織が、実行委員会の規約に入っていないんだよね。実行委員会としては実行委員会全員、その規約だけ、規約の上から言うと、実行委員会全部で集まって、協議をして、そこで実行委員長、失礼しました、土浦市長が決めるということに規定でなっているにもかかわらず、このメンバーで、プラス議長でやったのであれば、ある程度良いのだけれど、実行委員会の規約がないので、規定にね、それは間違いなく見直さないといけないと思うんです、それは。内容は置いて、その点はよろしくお願いします。その点どう考えてるか。

○小林副市長 実行委員会の規約等につきまして、委員おっしゃるとおりでございますので、きちんと歴史のある大会の中で進めてきたものではございますけれども、きちんと見直しのほうをさせていただきたいと存じます。

○平石委員長 海老原委員もおっしゃってましたけれども、なぜなんですかっていう問いに答えていないと思うのですが、その理由を教えてください。ちゃんと教えてください。

○塚本産業経済部長 これまでですね、海老原委員がおっしゃたように、そういう規定、実行委員会委員が集まってという規定はございました。その中で、これまでは会長、副会長で集まっていたいて、もちろん副会長には議長も入

っておりますけれども、その人たちに天気情報ですとか、周辺情報、そういったことを説明した上で、最終決定を市長が行っていたというのが、これ慣例的に行われたものでございます。今回本当に議長にお声がけできなかったというのは、これは私どものほうで、非常に混乱した中、こういった部分がありまして、本来であれば、私のほうが冷静になってですね、ちゃんと議長もということ言えば良かったのですが、そういうところができなかったということで今回議長のほうをお呼びできなかったというものでございます。

○平石委員長 私口挟むわけではないのですが、海老原委員がおっしゃっているのは、実行委員で協議をして、市長が決定するっていうお話だと思うのですが、そこに入っていない方も入れているにもかかわらず、なぜ議長は呼ばないんですかっていう点に多分お答えしてないと思うんですが、そこを明確に答えてください。

○塚本産業経済部長 入っていないっていうのは、私どもそれから会議所、それから関係の事務方になってくると思うのですが、事務方からはそういう情報を上げるために会議に入っていて、それでその情報をもとに会長、副会長で判断をするというような形の会議ということでございます。

○平石委員長 混乱してたっておっしゃってましたけど、混乱してた人が部長やっちゃ駄目だよな。

○塚本産業経済部長 その点につきましては、大変申し訳なく思っております。

○平石委員長 冷静に判断できる人が判断しないと意味ないと思うんですが、その辺どうですか。

○塚本産業経済部長 その辺については、委員長のおっしゃるとおりでございます。

○平石委員長 議長は意図的に外したってことでよろしいですね。そういう理解で。

○塚本産業経済部長 そういうことでは決してございません。

○平石委員長 理由がちょっと分からない。議長何かお話ありますか、あれば。

○島岡委員 副会長という立場でございますので、その場にいさせていただければなとは思いましたが、今、意図的にと委員長おっしゃいましたけど、忘れていたのだろうなという、そういう解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。

○下村委員 私からはですね、中止までの経緯の中で、今後の検討事項というようなところで、延期日の考え方っていうような中に、延期日は無しっていうのが、一つ最後に記載があります。土浦市の全国花火競技大会というのは、や

やっぱり経済の活性化というか、経済には相当な影響がある大会です。それと歴史もある。最初の経緯ということを考えれば、やっぱり延期日が無しとかというのではなく、大会を必ずやるんだということが、最初に考えなければいけないのかなというふうに感じます、私はね。そういったことからいけば、当然延期日があるのだから、次の自主財源の確保と歳出削減で、歳出削減には、その支出の中身によって削減するだけであって、前向きな考え方でいけば、歳出は、当然少し財源が少ないと困ってしまうから、やっぱり自主財源を確保せざるをえないし、もう少し財源のことを考えて、歳出削減とか、そういうことは、結果によって、削減が発生するのだろうと思うのですよ。だからそういうのはよく皆さんがお考えしながら、歳出をしていくのであるのだろうから、あまり囚われなくて、前向きに考えていただきたいということです。それと、その警備体制の確立っていうところでは、私が感じるのは、当然経緯の中にも書いてございますけれども、10月28日以降のところ、警備員の人員確保等というところで商工観光課がやっていますよってという御説明がありました。なぜ商工観光課がやらなくてはいけないんですかという疑問が発生するんです。警備員の人員確保って大変なことなんです。大手の警備会社等への人材確保の相談をされたら、当然ですよ。だけれども、土浦市の商工観光課が何人束になっても、できないことはできないですよ。ところが、世間は相当広いわけですよ。人材もっていらっしゃるんですよ、それに精通した方々が。だから、商工観光課だけじゃなくて、この実行委員会の中には商工会議所も入っているし、例えば、産業関係も入っています。商工観光協会も入っているし、その中に人がいっぱいいるんですから、全国にその仲間がいて、通じる方がいっぱいいらっしゃるはずですから、そういった協議、委員会の中で相談するべきであるんだろうと思うんです。だからそこだけは、私、海老原委員が言ったように、中止の前にはやっぱり委員会を決定するに当たっては、委員会の存在というのが大きいだろうと思うんです。だからそれはちゃんと是正していかないと、対応していかなくてはいけないことだろうというふうに感じます。あと何点かあるんですけどもね。だから前向きに進めていって欲しいなっていうのは私の願いです。それとね、やっぱり延期の場合には、今の自主財源の8,500万円では足りないと思うんですよ。その中で、例えば延期になると、延期する大会を開催するまでの間、警備しなくちゃいけない。当然、会場警備があって、それで、花火師さんがいろいろなものを設置していったら、なんか悪戯されても困るから、やっぱり警備も必要です。そしたら、そういう財源の確保も必要だということだろうと思うんです。ですからね、一つは、今回の中止というのは、来年

に向けて、何をしなくてはいけないかっていうと、やっぱり中止といたら原因があるんですよね。原因をきちんと探し出して、頭に項目を作って、魚の骨ではないけれども、頭に原因が一つあったら、それに対して、その要因をいっぱいぶら下げてみて、それを解決していくのにはどうするんだっていう、吸収的な考え、発想でやっていかないと、これ改善できないと思うんです。中止は、私は無いっていうことが、前提で言ってますから、だからそういったことで予算から何から全てにおいて、警備員においても、原因を探って、できなかった原因を探って、きちんとその要因を一つ一つ掴んで、それを改善していくという、そういう努力をして、来年に向けて頑張っていたきたいというのが、私今回ここでお話をさせていただいております。結果は誰でも言えるんですよ。途中でやってきたことは大変だったと思うんですよ。だからそれを無駄にしないように、来年に向けて改善して、来年開催できるように、経済の活性化のためにも、土浦市のためにも、市民のためにも、市民もみんな楽しみの大会が中止になった、これが一番大きな市民に対する損害ですよ。それは補償できない損害。だから、一生懸命、また来年に向けて頑張っていたきたいというのが私のお願いです。もう答弁はいいですから。以上です。

○吉田委員 まず、3点ほどございます。1点目、やはり実行委員会の中止のプロセス、フローに関しても確認が必要だと思うのと、あと呼ばれるメンバーが、議長は今回あれですけど、実行委員長、副実行委員長ってことで、多分3、4人ぐらいですか、その人数でこれだけ大きなもの判断するのって、大分職員の皆さんに負担が掛かっている、部長がね、委員長からもあったけれど、冷静に判断どうのこうのではなくて、やはりその会議のメンバーの中で、あれ誰々さんいないけど大丈夫とか、そういう話も出ないこともおかしいと思うので、やはりこの実行委員会の幹部の見直しというか、もうちょっとイベントに長けた人とか、うちのほかでイベント会社さんもそうですけれど、うちのイベントでこうやったときには、こういうプロセスで中止もしますし、こういうのありますよって、もうちょっと知恵袋的な人がいないといけないと思いますので、これ今後続けるためにも。なので、是非これ検討いただきたいと思います。2点目、やはりずっと話に出ている警備体制ですよ。これ警備体制の話で、先ほど海老原委員のお話の中で、18年前、18年前というか、平成18年。私の子供が生まれたのが18年前で、花火大会が中止になった時に生まれて、1週間延期して、退院した時に花火大会だったというのをすごく覚えているんですけど、その子供も今18歳になっていますが、その時の警備の体制とあまり変わっていないと思うし、この400人という内訳の中で、実際これ資格が必

要な人はどのぐらいいるのっていうところですね。警備員さんって、ほとんどバイトとか御高齢の方がすごく多いので、その辺ちょっと教えて欲しいと思います。まず、これだけ最初に教えてください。警備員の内訳というか、資格が必要かどうか。

○沼尻商工観光課長 警備のほうですが、皆さん資格は取っておりまして、その資格にも、ちょっと正確ではありませんが、今1級とか2級とかそのランク付けがあって、必ずその下のランクの方は、何時間講習を受けて、実働なんかを経験してというようなことで皆さん資格を取っていらっしゃるそうです。その先になりますと、ビルとかのそういう施設警備ですとか、今度は交通誘導ですとか、そういった所の部分に振り分けていって、さらにその上になるとその中心になるリーダー的な存在のということなので、皆さん何かしらの全くの素人ではなくて、研修を受けた方ということになってございます。

○吉田委員 ちなみに、研修というのは誰でも受けられる感じですか。その末端のというか、実際その1級、2級が必要だということも、正社員さんだと思うのですが、警備の、要は公共工事もそうだと思うのですが、そのレベルの高い警備の人ってそんなにいないですよ。実際にリーダー的になる人だから、要は、これだって100人いたら、100人につき1人とか、配置義務みたいなものもあると思うんですけど、その内訳の中で。何が言いたいかっていうと、このほかに結局この警備業者さんが用意しなくてはいけない400人に対して、お金払っている金額がものすごい金額払っていますよね。だからやっぱりその、しかも1日拘束をどうしてもしてしまうからこうなるのだから分かりますけど、結局、そのほかにも交通安全協会さんとか、いろいろなボランティアさんをお願いしている所もあるじゃないですか。これ、もっとプロの警備員をスリム化して、本当に商工会議所も入っているから会議所の青年部とか、ロータリーさんとかライオンズとか、いろいろな各種団体が土浦市内にはいて、花火大会は土浦の宝だよって言っている割に、なんか役所の独りよがりみたいな感じがして、これだけ人がいないっていうのが分かっているのであれば、みんなでこの大会を守っていかないといけないし、みんなで発展していこうっていう気持ちがこの町には薄くて、私たちもそうですけど、お客さんは花火が見れる、外からお客さんが来るから楽しいじゃなくて、これだけ伝統がある、次回は100回大会とかってなるので、しかも総理大臣杯まで付いてくるってなかなかないから、これは住民一人一人がもっと関心を持って、そういうピンチがあるんだったら我々が助けるみたいなどころまで持っていかないと、多分これもうやっていけなくなってしまうのではないですか。だから、次の日

のごみ拾い、我々もライオンズで参加しますが、すごい人が来てくれますよね、びっくりするほど。もうごみの奪い合いみたいな。やっぱああいうふうに次の日にできるのであれば、当日もお願いしますとか、あとの間、常総学院さんで勉強会をやった時に、話が出たボランティアセットのふるさと納税というか、ボランティアセットの宿泊プランとか、ボランティアしてくれたら、こういう市内で使えるポイントをあげますよとかそれを当日に、ほかから来た人にやってもらう。要は、そんなに重要じゃない所っていうか、何か座っているとか、立っていればいい所もあると思うんですよね、あと看板持っていればとか。やっぱその辺は活用しながら、是非この警備の課題に関しては、もうどんどん仕分けではないですけど、警備費は削減して、我々の町は我々が一番知っているのだから我々がやりますぐらいの気概でやっていくともっと住民意識としても、この花火大会はおらが村の我々が作ってる花火大会だっていう意識がないと、これから100年、150年、200年って続かないと思うので、是非検討いただきたいと思います。あと本当に最終的には、今回補填される補正予算もこれ血税なので。みんなの税金ですので。その税金をみんなが取られてしまったと思うんだったら、それを守るためにも我々で守ろうっていうふうにも、やっぱりどこかで納得いかないところあると思う。そのために俺らが税金払ったんじゃないよということもあると思うので、是非その辺も含めて、しっかりと町でね、作ってくような仕組みを作っていたいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○沼尻商工観光課長 貴重な御意見、本当にありがとうございます。今委員のほうからお話いただきまして、改めて委員会等で御審議していただくべきだったというふうに改めて思っております。ありがとうございます。まず警備のほうですけれども、通常そういう警備会社とか入った場合に、研修を必ず受けさせられるということで、資格を取らせられる。一般の方でも興味がある方であればその試験は受けられるそうです。今委員のほうからお話ありましたとおり、市民全体でというようなお話、非常に全くそのとおりだなというふうに思いました。今警備協会とか、いろいろ内容について、精査が始まっているのですけれども、警備員がいなくても、物理的にシャットアウトしてしまえば、人が入らないとかそういう立入禁止、進入禁止の部分。そういったところを今後その会場内を精査していこうということで話を進めています。それから、お話あったとおり、立っているという言い方は変ですけども、そういった立証しているだけでも効果があるような部分も必ずきつとあると思います。そういったところで、資格を持っていない、警備員でなくともできるような、そういった仕

組みづくりも今後考えていかなきゃならないかなと、非常に重く受け止めておりますので、その辺も含めていろいろ考えていきます。ありがとうございます。

○今野副委員長 今後の検討事項ということで3点ありますが、延期日の考え方、自主財源の確保、警備体制の確立とありますけれども、一番の根本は、本当にしっかりと仕事をしていなかったということにあると思います。警備会社と契約書を結んでいなくて、数日前に警備員が足りないということも分かっているながら、いろいろと奔走したというふうには聞いていますけれども、実際いろいろな警備会社の方に確認をすると、そんなに来てないよっていう話も聞いています。それと先ほど皆様から出ている実行委員会に関しても、実際呼ぶべき人を呼んでいないとか、そういうことが出てきています。ですから、今後の検討事項というのは、この三つは、もちろんそうですけれども、根本は、仕事の取組方ではないのかなと。きちんと取り組んでいたらこういうことは出てこなかったと思います。それに対してはどのように話し合われて、お考えになって今後どういうふうにしていこうというのか、教えてください。

○小林副市長 今回の中止の件につきましては、私も4月からで、本当に大変申し訳ないことをしてしまったなというふうに思っていました、副委員長のほうからもお話ありましたし、委員長のほうからもお話ありましたとおり、冷静な判断を担当は一生懸命やっていたいております。そういった中で、やはりきちんと判断をすべき人は私であったと思っていますし、リスク管理が欠如していたということも、私思っている部分がございます、また、仕事の基本でもあります、報告、連絡、相談ということにつきましても、下の者から、上の者からの指示、そういうものについて、私の目が届かなかったというふうな部分もございますので、今後ですね、いろいろな、先ほど検証的な話もありましたので、商工観光課ばかりの話ではなくて、産業経済部ばかりの話でもなくて、私が少しでも中に入って、コントロールができるような体制を作りたいなというふうに思っております。そういった中では、やはり課長のほうからも話がありましたとおり、執行部だけではなかなか閉ざされた意見に、集約になるかもしれませんので、委員会の委員の皆様方の意見も頂戴しながら、来年の花火大会は絶対にきちんと上げたいというふうなことで、竹内委員のほうからも、予算的な話の予備の話とか、いろいろ頂戴しておりますので、そういったものも含めまして、改めてきちんと整理のほうをさせていただきたいと存じます。

○今野副委員長 副市長の熱い意思是伝わりました。ありがとうございます。ただやはり一般企業だと本当に有り得ないんですね。こんな大きな規模のも

のを、こんな大きなお金がかかるものを、なあなあという言葉では失礼かもしれないですけど、私はそうだと思ってますけれども、きちんときちんと会議をして打合せをして、現場と情報のやりとりをする。これは、もう本当に基本中の基本だと思います。それが多分ではないですよ、全て抜け落ちてるんですよ。ですから、本当にそこさえしっかりしていれば、いろいろなこととか、ここに書いている三つのことは全て解決できると思います。ですので今後に向けて、そのようにお願いいたします。部長、よろしく申し上げます。

○塚本産業経済部長 今野副委員長から基本的なことをできていなかったのではないかというお話いただきました。担当は担当で、警備業は警備業を、打上げは打上げということでそれぞれ担当を持ってずっと進めております。そういった中でその横の連絡、それから全体を統括したマネジメント、スケジュール管理ですね。そういった部分というのが抜けていて、それぞれのところ、自分の所だけをやればよいという形になっていたのかなと深く反省をしているところでございます。そういったことを今後、十分横の連携、そういったものを図りながらですね、今言われたようなことをきちんとみんなで共通認識を持つような形で、報告、連絡、相談を行いながら進めるような形、こういったものをもっていきたいというふうに考えております。

○今野副委員長 過去はそれほど延期が無かったということで、ずるずるとなってしまうのだろうなということは想像つきます。それに対して、100%ずっとやっていくっていうのも非常に大変な精神状況もあったかと思えますけれども、最低限守るべきところをやらなくてはいけないところというのは、本当に今回学習していただいて、今後そういうことが絶対ないように、よろしく申し上げます。

○平石委員長 私のほうから、最後にお話をさせていただきたいと思います。今、委員の皆様からお話あったのは、最も当然のことだと思います。今回中止になった、これは事故ではないですけど、私は事故だと思っています。というのは、起こるべきして起きたなっていうのは、正直な感想です。部長ずっと下向いているけど、あなたが冷静にマネジメントしなくてはいけないって、他人事のように言っているけれど、あなたがやらないからこうなったんですよ。できていないでしょ。小林副市長は来たばかりですよ。私言いましたよ。私ね、職員というのは、すぐ部署が変わるから、成功体験しか経験がないんです。だから、人事で配置換えになると、分からないんですとお話されてましたけれども、2019年、バイパスの側道で事故ありましたよね。あの時の担当の部長は誰ですか。誰ですか。部長お答えください。

○塚本産業経済部長 はい。私でございます。

○平石委員長 何の勉強もないし、●●●。はっきりこの際言わせてもらおうと。小林副市長がもう決意溢れること、お話ありました。でも、気合い入れればできるってことはないと思います。できない人がやってる限りできません。吉田委員がプロの人を入れたらいいんじゃないですかと。最もです。私は、結論から言わせてもらおうと、土浦市で花火大会をやるのは辞めたほうが良いと思っています。実行委員って体裁取っていますけれど、基本的には市役所の方がやっているわけですから、できないと思います。気合い入れればできるんだったら、もうとっくにできてますから。気合い入れてできるんですか。気合い入れれば、雨が止むんですか。警備員集まるんですか。どうですか部長。

○塚本産業経済部長 これまで種々お話いただきました。そして、気象条件、それから労働条件労働の改革とかで、非常に昔と条件が変わってきております。非常に厳しい環境になってきております。従前どおり、本当に今おっしゃられたように、役所それも商工観光課の人数、産業経済部動員してもそれほどの人数ではない中で、こういったことに対応していくのが徐々に徐々に困難になってきてます。こういった大きくなった花火大会を確実にやっていくには、要は、皆さんからもいただいた外部の方ですね、そういうアドバイスをいただく方とか、非常にそういったことを運営主体自体、こういったものについても、今後検討が必要かなというふうには感じているところでございます。

○平石委員長 というより、私は根本的なこととお話しをすると、部長のその姿勢が一番問題なんだと思います。嘘をつく。取り繕う。その嘘を取り繕うために、また別の嘘つく。そういうことだと思います。報告もしない。相談もしない。これだけ会議やっているけれど、いつ雨降るって誰も分かっていたでしょ。今回、地震のような急激な災害なのは、これしょうがないですよ。雨降るのは分かっていたでしょ。で、これだけの会議をやって、いつ誰がなぜ報告しないの。警備員がもう集まらなないと分かっていたわけだよ。分かったわけでしょ。いつ分からない、いつ集まらなというのは、分かったのですか。それ教えてください。

○塚本産業経済部長 私のところに、警備員が集まらなというふうな話があったのは、29日に報告がございました。10月29日です。

○平石委員長 花火大会は何日ですか。11月。

○塚本産業経済部長 大会は2日でございます。

○平石委員長 29日に、もう延期もできないって分かった時点で、なぜこのまま放置したんですか。

○塚本産業経済部長 その前に天気予報というお話ございました。天気予報の報告入っておりましたので、延期日についても再度確認するようというのを各方面にJRですとか、警察ですとか、そういうところに再度確認をさせました。それで、警備のほうはどうしても足りないというのは上がってきたのが29日になりました。そこで私は警備の金額、単価で縛っていますので、まずはそういったことよりも人数集めることを注視してくれと。要は金額度外視にしても集めるということを動いてくれという指示をして、それを最後まで行ったということでございます。

○平石委員長 それは誰の判断で決めたんですか。

○塚本産業経済部長 私とそれから公室長のほうにも財政的な部分ありますので、相談をさせていただいています。

○平石委員長 予備日の警備員の補正予算って組んでいたんですか。

○塚本産業経済部長 組んでおりません。

○平石委員長 そういうことはできるんですか、部長は。なぜ議長にも委員の皆さんに御報告、相談も何もしないでそういうことできるんですか。

○塚本産業経済部長 まずはそういうことをしたいということで、相談をして、まず集まらないんだったらということで、動き出しをしたということでございます。本来であれば。

○平石委員長 あなたの対応がすべて間違いなんです。●●●。その時点で、なぜ議長に報告しないの。なぜ委員の皆さんに報告しないの。その時点で報告したら花火大会余裕でできてたよ、あなたの責任だよ。全ては。29日でしょ。29日でしょ。月曜日だよ。

○塚本産業経済部長 29日。火曜日です。

○平石委員長 火曜日か。じゃあ、警備会社。私、何でここまで怒っているかというのと、全員協議会の時に勝田議員が聞いていない警備会社の方がたくさんいらっしやいましたって質問した時、あなた答えましたか。答えましたか。

○塚本産業経済部長 いえ、答えておりません。

○平石委員長 なぜ今日説明しないのですか、それを。今回の花火大会の延期ができなかった理由については、警備業の責任になっているよね。なぜそれを答えないんですか。なぜ説明ないんですか。一番大事なことを。

○沼尻商工観光課 申し訳ありません。勝田議員のほうからあった警備業のほうですが、確かにうちのほうでお声掛けしておりませんでした。それから、平石委員長のほうのおっしゃってた警備業のほうは、お声掛けしていたのですが、言い訳になってしまいますけれども、担当がそういった報告をされていなかった

たようですが、実際には。

○平石委員長 言い訳だよ。言い訳。言い訳だよ。やるべきことをやってないからこうなっちゃったでしょ。違うんですか。補正予算2億3,000万円ってどういう金額が分かってんのこれ。だったら警備業で追加して、1,000万円、2,000万円、払ったほうがよっぽど良いでしょ。3,600件の苦情の電話も市役所に架かってこないし、花火大会もできて皆さん喜んでいるし。あなたのその判断が一番のミスなんだよ。分からないの。部長の判断ミスだからね。一番は。

○塚本産業経済部長 委員長から今、能力がないと厳しいお言葉いただきました。私は私なりに、その時に必要なことを行ったと自身では考えております。

○平石委員長 だから、それができてないから、できないでしょって言うてんの。これ本当に税金ですからね。

○寺内委員 いいかな委員長。

○平石委員長 これは本当に、あなたよく考えてください。何をやってきたのか。

○寺内委員 いいかな委員長。大体議論はできたと思うのですが、今度3億3,600万円じゃなくて、3億6,000万円か。そのやつの専決処分ということで、了解いただいたので、とにかくこの問題は、早く業者と、柵席買った人に、スムーズに返金をして、それで次のやつの議論ということだと思っただよね。ということは、そっちはまだ全然片付いてないわけだから、その業者とかそっちを柵上げして、これからどうするんだっていうので、議論にならないと思っただよね。だから今、一番先にやってもらうのは、本当にその業者さんとかに、速やかに返金してもらって、その後、全部返金が終わりましたのでということで、委員会に報告になって、それで今後どうしようかって話になってくると思うんですよ。今はみんな結局、3億何千万円ってお金が出てっちゃうので、結局それはどうなんだ、こうなんだってやっているけど、実際的に被害に遭っているのは、結局花火大会を中止して、本来だったら、ちゃんともらえる費用が、まだもらえてない業者とか、その柵席を購入した人だと思っただよね。だからそれをとにかく早めに処理して、それで、例えば今度委員の皆さんにこういうわけで、専決処分していただいたので、無事に全部そのやつは終わりましたという報告を受けてから、これからどうしようかって議論になってくると思うんだよね。それが普通じゃないかな。じゃないとやっぱりこれを議論したって、結局業者とかその人らはいつになったらそれを返金してくれるんだとか、いつになったらお金をくれるんだとかということだと思っただ

よね。だから、申し訳ないんだけど、この問題を早急に片付けてもらってから、委員会のほうにこういうわけで、その専決処分していただいた予算で全部終わりましたからという報告を受けて、その後、来年のことの議論というのが、これがやるべき問題じゃないかと思うんだ、最初に。確かに委員の皆さんは、その3億何千万円という本当に市民の血税をやるんだから、だから熱い思いで言ったかもしれないけど、結局それは、この花火大会のやつが全部片付いて、その後の議論だと思うんだよ。だから、今本当に執行部にやってもらうのは、皆さんに今まで迷惑を掛けているんだから、2日に結局中止したから、今まで一切結局その予算がないから、払えませんが待ってくださいってということで、業者の人にしても、花火師さんにしても、みんなに迷惑かけているので、まだね。だからその問題が片付いてから、次回の問題を議論すべきだろうと私は思うんだけど。それを執行部のほうで、どのように考えているのか。だから先にそれをやらしてくれと。それで、報告終わってから、次回の問題に対して、その時間をちょっと作ってもらって、それで、委員会の皆さんの意見を参考にして、次回は大会を中止しないようなことでやっていきますと、100回記念大会ですからということで、言うべきではないかなと思うんだよね。じゃないと、ここで幾ら議論したって、結局は、業者の人はいつになっても払ってくれないと。もう次回の花火大会ではないだろうと。今回の花火大会が決着していないのに、次回の花火大会ではないだろうということになると思うんですよ。だからそういうところを執行部が先にこういうことをやらせてくださいと。それで、そのやつが、全部処理が終わりましたら、委員の皆さんにもう一回御報告して、これから先のことをまた、皆さんの意見を取り入れてやっていきたいと思えますからってというのが、普通じゃないかなと思うんだ。今までこうやって聞いてた中では、確かに委員のみんなは熱いよ。その3億何千万円ってお金が、ただ血税が出ていっちゃうんだから。でも、やはりその花火大会というのは、土浦市100周年を迎えるぐらいの、本当に私らもね、全国に行政視察行った時には、その観光では、全国花火競技大会なんだと。それで、農産物はれんこんが日本一だということを、日本全国のどこの市役所行ってもその自慢で言いますよ。その花火大会をとにかく中止したくないと。これから先やるんだっていうんだったら、今回のものを綺麗に片付けてから、回りの議論だと思いますよ。私はそういうふうに思うのですが、委員の皆さんも多分そう思っていると思えますよ。ただ、意見なんかありませんかっていうことだから、次回はどうするんだっていうことで意見が出たと思うのですが、私は今回のことは、とにかく早いうちに支払を全部済まして、このとおり全部支払済みだったので、

ありがとうございましたって、委員の皆さんにお礼言ってから、次回のことなんですけれどもということで相談するのが、筋じゃないかと思うんですよ。だからそういうことを執行部は考えてくださいよ。

○海老原委員 1点だけ。というのは、この専決した結果ですね、実際に返金をする日。何日の頃から。それから業者の支払は何日頃から。それは分かると思うのだが、それだけ。

○沼尻商工観光課長 19日に専決処分をさせていただきましたので、翌日20日から順次業者のほうをやっています。チケットを買われた、チケット会社から買われた方につきましては、チケット会社に入っているお金をチケット会社が戻すので、今月の14日から翌年の1月14日まで2か月間をホームページ上で返金するという段取りになってございます。

○小林副市長 ただ今、寺内委員からお話ありましたとおり、できるだけ早く関係者の方にお支払いをするということで、専決処分ということで、11月19日に決めさせていただきましたので、年を越さないように、できるだけ早く、年内を目途に、全ての支払を完了するように事務のほうを進めてまいります。その後につきましては、委員おっしゃるとおり、改めて御報告を差し上げながら、いろいろ御相談のほうをさせていただきたいと存じます。いずれにいたしましても、今回、繰り返すようでございますけれども、大会運営全体の危機管理の甘さということが、露呈したような形になってしまいまして、本当に私の責任だと思っています。申し訳ございませんでした。

○平石委員長 分かりました。その次に移りたいと思いますが、その前に一言。寺内委員のほうから全国の行政視察に行った時に、土浦は花火とれんこんとお話があったかと思います。なぜ私は感情的になったかっていうのは次のお話を聞いていただければ分かるかと思うので、改めて説明をお願いします。

○坂本農林水産課長 この度、我々事務局の不手際で委員長ほか委員の皆様、関係者の皆様、並びに投票に御来場に來た皆様に御迷惑をお掛けしたことに、痛切に反省し、深くお詫び申し上げます。今回のれんこんグランプリの不手際の実態につきまして、資料のとおりまとめましたので、御説明いたします。資料は追加資料の2になります。よろしいでしょうか。時系列を含めて、御説明したいと思います。概要は日本一のれんこん産地として、市内生産者の意欲向上に資することを目的に、昨年度から土浦市が開催し、今回が土浦市開催地としては2回目となります。開催日時等については、概要のとおりですが、末尾の審査方法が、特徴がございまして、来場者に気に入ったれんこんに投票してもらい、上位3人を表彰する方法となっております。ここからは中段以下

の時系列で御報告いたします。直近の事前準備からになります。まず11月の開催日が23日でしたので、約1週間前の11月15日、昨年度、組織票的に票が入っていたという意見があったので、意見をお電話で、匿名で問い合わせがございました。今年度は、より多くの方に投票してもらって、このイベントのほうを賑わしていこうと考えまして、来場者数を増やすことについて、内部で協議を行いました。備考欄記載のくじでれんこんの景品をプレゼントすることにいたしました。11月週明けの11月18日の週から、昨年度の不正に関する通報が再び相次ぎ寄せられました。開催自体を中止しろというお電話もありましたし、昨年度の賞を取り消すべきだという内容もございました。不正というのは、備考欄にございますとおり、会場内で自分へ投票するように、会場内にずっと張り付いていて、関係者の誘導をすることや、SNSで、自分のれんこんは何番だから、このれんこんに投票しようと呼びかけていた行為でございまして、その辺につきまして情報が寄せられて、直近のSNSで、その状況を確認したのですが、既に確認のほうできませんでした。翌日19日、不正対策についてJAとも協議し、出品番号の漏えい防止のため、出品番号をほかの人にお知らせしても、それが無効となる方策を模索した結果、午前と午後で出品番号を変更し、投票用紙も工夫して、昨年度はアンケートということで記名方式ではなかったんですが、二重投票防止のため、住所氏名、生年月日を記載していただく用紙に変更いたしました。また、開催日前々日の木曜日には再び、今度は出品者の方々から苦情が寄せられたため、当日開票後に、上位入賞者の票が表彰に適しているものなのかを公表していただくように。

○平石委員長 あのみ、課長。何で私が昨日怒ったか、全然話すり替えているよね。一番大事なことはれんこんグランプリを開催しながら、テント閉めて、職員が飯を食いに行っちゃったんでしょ。そして土曜日、誰もいなかったんだよ。何の案内もなく、誰も職員いることなく、そして月曜日の朝一番で、JAの池田組合長からお怒りの電話入ったんでしょ、課長宛てに直接。それを昨日の夕方、火曜日。月曜日か。昨日の夕方。部長ちょっと●●●。あなたも絡んでいるんだから。そして、生産農家の方からなんか飯食いに行った話、そしてJAの組合長からもうやらないっていうふうに怒ってるぞっていうお話があって、課長に電話したら、部長に報告したんでしょって。当然、花火大会のこともあったからね。してませんって言ったよね。私が言わなかったらこれこのまま隠蔽されていたんだよ。生産農家の方、JAの方、そして来ている方を皆さん、何でこう怒らすの。花火大会で市民の方を敵にして。花火とれんこんはこれだけ大事だと言っているのに、れんこんでJAも生産農家もみんな怒らせて

どうすんの。何がしたいの。土浦をぶっ壊したいの。この日を迎えるために、どんな思いで皆さんが、生産農家の方が、丹精込めて作ったのか、あなたは分からないでしょ。あなた、そしてれんこんの被り物をして、なんでテントの目の前にいるのに、ちゃんと対応しないの。そういうのって勝手に閉めるの。これ報告も連絡も相談のお話あったけど、してないですよ、副市長。良いんですか、それで。自転車であちこち回ったけど、それ見てないの、沼尻課長。見てないのって聞いてんの。自転車で回っていたよね。見てないの。知らなかったの。それを全部説明して。何時から何時まで居なかったのか。全部明らかにしてください。そっちを聞いてんの。不正防止とかそういうの分かっているんだから、一般投票するってことは、そういうことになるものを想定していないこと自体が、あなたたちの落ち度。もう1回それ説明してください。

○坂本農林水産課長 委員長申し訳ありません。裏面のほうから御説明いたします。

○平石委員長 裏面ってなんですか。

○坂本農林水産課長 すいません。次のページ、2ページをお願いいたします。当日の時系列になります。10時に投票開始いたしました。来場者を増やす取組として、初めてのくじ引きが、想定外の人気を呼びまして、11時40分には、250人を超える投票があり、午前中準備した投票用紙がなくなっていました。この際、会場にいた来場者には不正防止対策のため出品番号を。

○平石委員長 課長。何時から閉めて、何時に居なかったのか、それをちょっと。ちょっと、もう部長でもいいよ。説明して。部長。分かんねえの。

○塚本産業経済部長 申し訳ございません。私、この時現場に居りませんでした。

○平石委員長 何でいないの。

○塚本産業経済部長 カレーのほうのオープニングに立ち会っておりました。

○平石委員長 相当な時間、閉めていたって聞いているけど、どういうことなの。それを何で課長は部長に報告しないで、勝手な判断でやっちゃうの。そこが問題だって言ってんだよ。しかも、職員が1人でも立って、案内するべきでしょう。私も知り合いの、その時農家の方から、何で閉まっているんですかって聞かれて課長に言ったよね。不正があったから、今その農家の方がいるから、その方がいなくなったらすぐ再開しますって。話が違うじゃん。だから怒ってるんだよ。こういうふうにはできないんだから、辞めなよ。できないんだから。それを説明してくれって言ってるの。何時に誰がいなかったのか。何でこういうことが、起きてしまったのか。JAから怒られて、全員にこれ謝罪しなきゃ

いけないでしょ、出品した方には。そして、れんこんグランプリがどうなったの、今回。これ無効でしょ。そうすると、どうなるの部長答えて。答えなさい。

○塚本産業経済部長 おっしゃられましたように出品された方、それから投票して下さった方に多大な御迷惑をお掛けしたと深く認識しております。

○平石委員長 他人事なんだよ。言い方が他人事なの。

○塚本産業経済部長 昨日ですね。田村の出品をしていただいた方に、まず事情説明、それからお詫びをしてまいりました。今後ですね、まず言われたのは、何で閉めているのに、張り紙一つあって良いじゃないかと。

○平石委員長 当然だよ。

○塚本産業経済部長 はい。それは誠にそのとおりでございます。もうこれは、はっきり言って、私共の落ち度以外なものでもないよ。

○平石委員長 それ誰がやったの、決めたの。誰が判断したの。それを説明しなさい。

○塚本産業経済部長 閉めたということですか。

○平石委員長 そうだよ。何時から何時まで閉めたんだよ。

○坂本農林水産課長 委員長。申し訳ありません。農林水産課です。

○平石委員長 そういうのも聞いてないの。部長。あれだけ怒ったのに。●●●。本当に。こっちは市民の皆さんから、思いを預かっているんだから、それを代表してるんです。それをよく分かってください。課長。答えて。

○坂本農林水産課長 11時40分に投票用紙が無くなりましたので、閉鎖いたしました。11時40分に閉鎖をし、12時25分に再開いたしました。11時40分から12時5分まで、その集計作業と番号の付け替え作業に時間を要しました。その際、昼食をとりに行っていたのではなく、係員の水分補給、それとトイレ等を済ませ、委員長からもお話あったように、すぐに再開するよということ、係員に連絡して、至急戻ってきて、再開したのですが、その間、11時40分から12時25分という時間を要してしまいました。大変申し訳ありません。

○下村委員 委員長。ちょっといいですか。

○平石委員長 どうぞ。

○下村委員 実はね、私も当日、その時間、12時頃なんだけれども、隣の投票所は閉鎖していると、苦情があったんですよ。当日行った時に、昼食でいないって言ってたよ。昼食でいないって言う苦情だよ。それをどうにかしてくださいって言われたよ。だから、それは月曜日にやろうかなと思ったんだけど、今日委員会があるから、それを問題として出そうって思って、言わなかったん

です。だけれども、誰かやっぱり待機するべきだっていうのは先ほどもあったのだろうけど、ちゃんとやらないと駄目だよ、それは。そう思います。それと、周りの人たちに、きちんと出店者いっぱいいるんだから、そのブースだけがいなくなるっていうことは、困るのだけど、どうしてもそういう事態が発生するのなら、誰かに頼んでいけば良いんですよ、連携して。すごい苦情だったんだよ、あの時。私にももう、があつと言われて。誰が言ったか教えましょうか、後で。本当にやっている人たちは一生懸命やっているって言うのよ、出展している人たちは。それなのに、何であそこだけいないのって、閉鎖しちゃって。でも、食事に行っちゃったんだ。誤解を招くような、そういう動き方をするからなんだ、誰かに言っていけば良いんですよ。それちょっと教育っていうか、指導だよな。指導が悪いのだろうと思うんですけど、それは今日言おうかなと思ってた一つなので。委員長がね、お怒りになるのは分かる。やっている人たちは、すごい怒ってたから。そんなことってあるんですかって、何のために出展しているんだって。私たちの苦勞ってそこでもう水の泡ですよって言われたんだから、本当に。何か思いが足りなかったんだろうと思うんだよね、不足気味。それは反省ではなくて、やっぱり活かさなくてはいけないから、そういうものをきちっと、先ほども言いましたけど、何でこうなったのかって原因があって、その大きな問題は必ずあって、そしたらそこに要因があるんだから、それを分析するために要因をやっぱり探し出して、そこで改善策をしていくということをやっていないと、市役所のよくいろいろなものにも。余談になっていたら申し訳ないんですけど、PDCAサイクルを動かしますって、動いていないのね。大体ほとんど動いてない。来年に向けてとか、次の何か基本計画を作る時とか、いろんな問題もさ、必ず何ページ目かに、2、3ページ目の中に、PDCAサイクル使いますと。使っていない。使えば、帳票が出てきて、それで原因は、こういう問題をこうやりましたって出てくるの。今回のやつもちゃんと探って、報告してください。私から以上です。

○平石委員長 ほかありますか。副委員長どうぞ。

○今野副委員長 これも先ほど花火の件で、私が指摘したことと同じようなことだなと思いました。というのは、これだけ大問題になっていて、課長の説明が、去年はこういうことがあったからとか何とかで、非常に遠いところもあって、末端って言ったらあれですけども、今私たちが聞きたいのは、どうしてブースが閉まっていたのか、その原因は何かということです。端的に答えていただきたいというのが私たちの思いです。それで委員長も言ったのだと思いますけれども。ですから、きちんこの問題に取り組もうと思ったら、分かるよ

うな表、この表を見ても分からないです。非常に分かりづらいです。なので、本当に申し訳ないのですけれども、本当に少しファジーに説明をして、ファジーで終わらせようとしているのかな。ちょっときつい言葉になったかもしれないですけれども、こんな分かりにくい表を出してきて、そして分かりづらい説明をして、そして結論っていうのはどうなんだっていうことはあまりそういうことは言わない。部長これもどうなのでしょう。先ほどと同じ体制、取り組む体制、意識の問題だと思うんですけども。

○塚本産業経済部長 本当に委員長、委員の皆さんおっしゃられるように、れんこん日本一ということをしてPRしている中で、こういったことを起こしてしまったっていうことは、本当に大変重く受けとめております。ただ今説明の部分、従前の不正ということで、そういうことのためという、ちょっと言い訳的な説明になっていたと思います。おっしゃられるように、いつからいつ、何時から何時まで閉まっていたと。その原因はこういうことで閉まっていたと。それによってどのような御迷惑を掛けた、どういう問題点があるかというような説明をするべきだったと反省をしているところでございます。それについては今後、分かりやすい、そして、そういった部分についてはっきり、要は問題点を逃げるというような形にとられますので、そこはそういうことじゃなくて、そういう部分に正面から向き合った説明ということに努めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○今野副委員長 よろしくお願ひします。

○海老原委員 文章にはSNSで呼びかけることは、不正となっているのだけれど、これは不正なのか、どうか。例えばね、SNSはなしで、自分は現場にいるかどうか分からないけれど、自分で声かけるのは不正ではないのかどうか。この不正っていうのは、ここで不正って書いてあるから、不正の内容はSNSなんだよね。それは不正という表現が正しいのどうか。声かけて、頼むのが良いのか。不正っていうのが、できない人がね、できない人が文句言ってきた、それがイコール不正と、役所としてなってしまっているのか。役所ではないけれど、産業祭実行委員会かな。職員がいなかったことは置いて、そのスタートとして、SNSで発信することが不正なのかどうか。これは、なぜかという、れんこんグランプリだけじゃなくて、カレーフェスでも考えられるんだよね。一概にこれ不正と、決めつけているけれど、その点がどうなのかと思います。だから、市としてはどう考えてるのか、その点は。

○平石委員長 副市長どうですか。副市長。お答えください。

○小林副市長 その部分については、ちょっと私も熟知していない部分がござ

いまして、改めて検討していきます。

○平石委員長 最初に検討しないから、こういうことになっちゃうでしょ。

○小林副市長 すいません。

○平石委員長 違うの。だって、もうここでもう会議やったって書いてあるんだから。そこで副市長もこれ同意、同意というか承諾しているってことですよ。私はそういうふうに思います。市としてどうなんですかって海老原委員が聞いているんですから、後から検討しますっていうのは、不正って言いきっているわけですから。その表記は私も問題あると思っています。その辺どうですか部長。答えられますか。答えられない。答えられない不正なんだってことになりますから、その根拠は何ですか。課長でもいいですから教えてください。

○坂本農林水産課長 不適切な言葉を引用してしまい、大変申し訳ありません。苦情の受付といった内容のほうで、昨年度の投票は不正だったというお話が多かったのも、そのまま引用してしまいました。大変申し訳ありません。

○平石委員長 そうですよ。それで、そういう問合せなり、何かあった時にやっぱり委員会の皆さんにもやっぱり報告するべきです。こういうふうに今回はこういう方式でやりますって分かっていたら、また対応が違って、分からないからこういうことになっちゃうんです。報告がないんです。そして、JAの組合長もこれ事前に当然お話ししているんですよ。どうですか。

○坂本農林水産課長 組合長までお話がいったか、ちょっと存じ上げないのですが。

○平石委員長 だから、そういうことやっている。もう副市長、花火もれんこんも一緒なんです、根本は。当たり前前を当たり前前やってないからこういうことになるんです。そして嘘をつく。そして嘘に取り繕う。だからこういうことになっちゃうんですよ。違いますか、副市長。

○小林副市長 事態について、私も。

○平石委員長 なぜ私が怒っているかというのと、JAの組合長がもう来年から辞めると言っているんです。そして、出品者の方も直接、私も今年限りにして来年から出品しませんと言われました。田村のれんこん部会の方はもうやらないって言っています。これ重いですよ、本当に。今回のれんこんグランプリはどうなったんですかって聞いても答えない。これ正当な評価になるのですか。グランプリ獲ればってわけではないですけども、売上げに大きく影響することは皆さん誰でも分かると思います。そのためだけにやっているわけじゃないですけども、それはどういうふうにお考えなんですか、課長。課長、目の前のブースにいて、職員が飯食いにいくのも知っていて、そして報告もせず

に勝手に閉めたっていう、なぜそういうことをしたのか教えてください。

○坂本農林水産課長 委員長おっしゃるとおり、目の前で私はブースに勤めておりました。途中閉めていることに気づき、また閉まっているよっていうお話を伺ったのですが、1回目隣の職員に確認に行かせたところ、やはり中で番号の付け替え作業をしておりました。

○平石委員長 誰が閉めたんですか。係長、高田係長。

○坂本農林水産課長 現場の4人のもので、相談して閉めたと。

○平石委員長 だから、部長が副市長、市長にも報告しない。だから、課長も部長に報告しない。だから係長は、課長にも報告しないで勝手にやる。そういうことですよ。違いますか。やっていることみんな一緒ですよ。産業経済部おかしくないですか。どうですか、部長。

○塚本産業経済部長 普段そういった報告をもらうために、自席にいるわけではなくて、できるだけ課長ですとか、そういう脇に行きまして、課長にも、それからポスト係長にも話しかけをしまして、そういう報告を受けやすい環境に努めてきましたが、結果としてこういう形になったということは、私の努力が足りなかったものと、反省をしております。

○平石委員長 そうです。そのとおりです。そして私は昨日の夕方、JAの組合長から電話があったことをお伝えしましたよね。そしたら、課長は朝、電話の苦情を受けたにもかかわらず、それを部長に報告もしなかったんですよ。部長がどうだったかって聞いて、何も特に問題ありませんでしたって答えたんでしょ、要は。事故はありませんでしたというなお話だと思えますけれど。組合長からカンカンになって、電話が架かってきて、いや実はこういうことありましたって報告しないし、電話が架かってきても、なんでそれを言わないのですか。部長と副市長に報告したのは、私ですよ、昨日の夕方。それが良いんですか。それで良いんですか。都合が悪くなると混乱していた。黙ってしまう。これでは、やっぱり委員の皆さんが、いろんな皆さんに一生懸命お話をしたって、市の職員がこうやって、どんどん壊していくんだから、もう形にならないですよ、本当に。一生懸命、下村委員だって本当に対応してくれたんですよ。なだめてくれたんです。そして、理由を説明してくれる説明が事前がないから、こういうことになっているんだと思います。やってることが、おかしいですよ。花火もそうだし、れんこんもそう、同じなんです。中身は違うかもしれないけど、でも起こるべくして起きたってことですから。だって、沼尻課長もあれだけ自転車で走り回って知らなかった、説明もなかった、報告がなかったって、これおかしいですよ。だって、議員が言われているんですから。すいませんで

したって言えばそれで済むってことじゃないと思います、私は。全員に謝罪、どうするんですか。あと、グランプリどうするのか、それを教えてください。明確に。

○坂本農林水産課長 投票用紙のチェックの結果、二重投票と思われるものや、無記名のもを除きまして、きちんと投票の方を上位3人選出いたしました。そして、その3人が優秀賞とか、賞を取るに相応しいかどうかを、県の技術者であるれんこん担当の方に、その場で当日見ていただきまして、特賞とかに相応しい。

○平石委員長 課長、そういう説明はいいんです。40分間、要は投票に来た人が投票できなかった。これ完全な不手際です。それを認めてしまって、生産農家の方にどう説明するんですかってこと聞いてるんです。どうするんですか。これ有効ですか、無効ですか。不正投票があると書いてある、それも入っているわけですよね。それで、認めるのですか。なんなんですかね、れんこんグランプリって。

○坂本農林水産課長 皆さんの思いで、投票用紙を御記入いただいたので、有効ということは考えております。ただ、その45分間停止してしまった分、その間に投票できなかった方がございますので、大変それは申し訳なかったと考えております。ただ投票結果、そのほかの皆さんの投票結果を見まして、有効であったと考えております。

○平石委員長 れんこんグランプリって、何の価値もないですね。価値を下げたの、あなたですよ。その前に投票できないようにした、前に不正投票があった、組織的な投票があった、それは認められるってことですよ。そういうことになってしまいますよ。あなたがそれを加担したってことに言われてもいいんですか。もう生産農家の方がもう出品しないって、私はっきり言われました。それで、自分たちの都合だけで認めてしまう。交代で食事行けば、誰か1人や2人は残るわけだし、全員で行かなくたっていいじゃないですか。なんで当たり前のことを当たり前やらないんですかって。私はれんこんグランプリ、今回無効だと思います、私の個人的な意見から言えば。だって、生産農家の方へ説明つきますか。明確な説明がつくのだったらいいですけど、説明つくのだったら説明してくださって、全員にとにかくお詫びに行くのはこれ必須だと思いますよ。できますか。課長。

○坂本農林水産課長 今おっしゃられたように、48品出していただいている全員の皆さん、まず出品された代表者の方にお詫びし、48人の方にお詫びに回ってまいりたいと思います。

○平石委員長 れんこんグランプリはどうするんですか。明確にお答えください。

○坂本農林水産課長 グランプリにつきましては、上位3人の方が、ほかの投票数よりも、断トツに上回っていたという結果がございましたので、このまま有効として認めていきたいとは考えております。

○平石委員長 副市長が先ほどこれから検討するって言ってましたよね。不正投票について。それ課長は認めちゃうんですか。

○海老原委員 不正投票については、市長、副市長はこれから検討すると。ただ今回については、不正投票があったかどうかというようなことは、これ証明できませんから。

○平石委員長 私、そうやって言われました。

○海老原委員 それは証明できないでしょ。

○平石委員長 私は何でテント閉まっているのって課長に聞いたら、不正投票があるから今対応しているんですってお話されていました。

○海老原委員 不正投票があったかどうかというのは、証明はできないですよ。担当者だってできないし。ただ、もう先ほどの繰り返しになりますけど、SNSで集めたのが、不正投票かどうかをこれから検討する。これ副市長が言ったのは、そっちだと思うんだ。ただ今回については、不正投票自体がはっきり決まっていなくて、SNSでやるのが不正投票って言えば、不正投票があったかもしれないけど、不正投票自体がはっきり決まった、枠が決まっていたりした、不正投票があったとは言っていないと思うんだけど。

○平石委員長 私は課長に今、不正投票が行われてるから、今こういう対応していますって聞きました。

○坂本農林水産課 言葉足らずで大変申しわけません。不正投票防止のために、中で番号を付け替えてございますと御説明差し上げました。聞きづらい点、言い間違いがあった点、大変申し訳ありません。

○下村委員 長々とやってもしょうがないんだけど、中で何かやっていたって見える所でやらないと、もっと悪いじゃん。隠れてやってたのでは、透明化がないじゃん。そんなの発想が悪いんですよ。話にならないよ。もう最初からおかしいんじゃないの。だから、委員長、この問題は後でまたやりましょうよ。しょうがない。これもう、どうにもならない。発想が悪いのと、先ほどもJAがやらないってもう激怒してるというなら、JAとの対応もちゃんとしないと駄目だよ。あと、れんこん農家とも。産業祭って、昔は葱から何からね、農家の人たちが作った農産物を品評会みたいにして、みんなでちゃんとこの人

が優秀だろうなとか選んだんだよ。そういう賞状を掲げてる農家の皆さんいらっしやるの。自慢なんですよ、それが。不正なんていうのはありえないのよ。ただ、今こういう時代だから、SNSでどうのこうのという時代だから、拡散すれば上手くいくのかもしれない。そういう時代に今度、投票のどうのこうのを周りから見えないようにして、何かやっていたって余計悪いじゃない。それともう一つ言いたいのは、45分間閉鎖してたというか、窓口を閉鎖したんだ。その間に投票に来ただけで、投票できないっていう人達がいたということで、投票は無効だよ、投票結果は、と私は感じますけどね。その前にあったかどうか、その投票できない時間に、前の人たちより余計に投票があったらどうするんだよ。それと、投票の票数っていうか枚数はどうなっているのか知らないけれど、そこら辺を考えたら投票は無効でしょうよ。だから、これ検証してもらわないといけないってさっき言ったわけ。検証して、その結果を報告してもらわなくてはいけない。投票そのものに対してもそうだし、投票の仕方にしてもそうだし、受付の仕方にしてもそうだし、みんなこの問題になる原因はいろいろなところにあるんですよ。その一つ一つの原因をちゃんと改善するべく、検証しなくてはいけない。検証して、改善していかななくてはいけない、やるのならね。その前に、今問題になっているので、もう池田組合長から怒られたのだから、どうしようもないじゃん。JAの皆さんの所に行って、理由をちゃんと説明して、御納得いただくということが先決じゃないの。JAはもう土浦市に相当貢献しているだから土浦市へ。JAを怒らせたって何もなんないから。ちゃんとやってくださいよ、対応。お願いします。

○竹内委員 いろいろ言いたいことたくさんあるのですが、一例で言えばね、キララまつりの踊りだって、30万円、20万円、10万円の賞金を出したんですよ。競技大会なんだね、実は。私も踊っているけど、それはおかしいと。市民の税金やら各種団体の寄付金を、私から言えば、龍ヶ崎の男性チームに優勝で30万円あげて、ニコニコ笑っているような、こんな祭りではないんだということ、私も言ったら、今1位、2位、3位は無いですよ。皆平均の参加料。だから、何が言いたいかという、マンネリ化してくるわけだよ。長年やっていると。役所も職員も関わっている人間も。やっぱり今回の花火も含めて、今のれんこんも含めて、れんこんで投票というやり方がこれからも良いかどうかも含めて、マンネリ化してるわけよ。だから、言っちゃなんだけど、隙があるわけだ。この隙が今回はもうあっちもこっちも出てきているわけだから。特に今、全国の自治体でもイベントは、みんな見直しをしているわけ。別にうちだけではなくて。要するに、イベントっていうのは不特定多数が来るわけで、文句を

言う人も来るし、喜ぶ人も来る。でも、文句を言う人の中で、まともな文句があるわけだ。だから、そういうのを含めて、イベントの見直しをやっていかないと、イベントというのは長続きしないわけだ。そういう意味では、今回私は良しとはしないけど、花火についてはもっといろいろ言いたいことあるけれども、れんこんについても昔は持っていたよ。投票して、賞を決める。キララの時もそうだったけど、賞を決める、みんな平均に公平にやらなければ、やっぱりまずいという時代だから、その辺含めてね、検討じゃないな、変えて欲しいってことだな。もう検討の時代じゃないってこと、もう変えるしかないですよと委員長は申しております。

○平石委員長 ありがとうございます。そのことについて副市長。

○小林副市長 本当に、この度の件もそうですけれど、やはり一番は一生懸命作ろうと思っているれんこん農家、関係者の方に、生産意欲に水を差してしまう事態を招いてしまったということで、その件については、改めて深く反省しなければならないというふうに考えてございます。花火の件もそうですけれども、やはり連絡体制が不十分であったというふうなことも否めない事実でございますので、花火の時にも申し上げましたけれども、仕事を進める上では、報告、連絡、相談というのは基本の話であって、市役所の職員は市民の目線できちんと現場を見なければいけないことも当然のこととございまして、今回の件につきましても、JAさんのほうにも、状況的なものをきちんとして御説明させていただきながら、48の農家の方にもきちんとして状況を、説明とお詫びを兼ねて、対応のほうさせていただきたいと思っております。また、庁内の部分につきましても、本当に風通しの良い職場を作ろうということで、部長からもありましたけれども、私も庁議の際に、そのようなお話を申し上げてまいりました。それが結果として、こういう状況になっているものですから、市長にも現状をきちんとして伝えた上で、庁議等の場、きちんとした場で改めて、仕事の姿勢と申しますか、今回の花火とれんこんグランプリの話きちんとして末端の職員まで伝えられるように、連絡体制を構築してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○寺内委員 いいでしょ。

○平石委員長 委員の皆様、いいですか。そのほかは。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 ということをお願いいたします。それでは、すいません、時間大分押してしまいましたけれども、つづいて②令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)について執行部から順次説明をお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 令和6年度土浦市一般会計補正予算（第5回）（案）について、御説明いたします。サイドブックス②の資料2ページを御覧ください。今回の歳出補正は二つございます。箱の右側、説明欄を御覧ください。土浦市勤労者総合福祉センター指定管理料の増額補正、2段目が、産業文化事業団の職員配置の変更に伴う人件費の減額補正となっております。つづいて、3ページをお願いします。勤労者総合福祉センターですが、産業文化事業団による指定管理を行っておりまして、2段目の箱、備考欄に記載の、職員3人、実配置職員との差額分の増、それから中段に記載の、ガス使用量の増。こちらはガスによるセントラル方式エアコンになっておりまして、猛暑に対応するため、使用料が増えておりまして、不足する、206万3,000円の増額補正でございます。つづいて、4ページです。こちらは、産業文化事業団の本部になりますけれども、右側の備考欄、職員1人減による給料等の減や、確定申告後の消費税余剰分の還付に伴いまして、907万7,000円を減額するものでございます。今回の産業文化事業団による補正の増減、全体では764万4,000円の減額となっております。説明は以上です。

○平石委員長 中島課長。少し待ってください。小林副市長。花火とれんこんの件、終わりましたから、速やかに市長への報告と、様々対応あると思いますから、ここで退席していただいて結構です。

○小林副市長 途中の退席になりますけれども、花火の件とれんこんグランプリの件、改めて真摯に受け止めまして、きちんと対応させていただいて、委員会の委員の皆様にもきちんと報告を差し上げられるように、早急に対応してまいりますので、どうか御指導、御鞭撻のほど、よろしく御願いいたします。本当によろしいのですか。

○寺内委員 いたいんだったら、どうぞ、いてもらってもいいですけど、帰ったほうがいいです。大丈夫ですから。

○小林副市長 すいません。失礼いたします。

（小林副市長退席）

○平石委員長 すいません。中島課長どうぞ。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。同様の内容となります。つづきまして、5ページをお願いいたします。土浦市産業文化事業団の人事異動等に伴う人件費の増により、霞ヶ浦総合公園テニスコートの指定管理者指定管理料につきまして、615万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。6ページをお願いいたします。

道路建設課の補正は、債務負担行為の設定をお願いするものでございますが、この後の協議事項、⑤常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定（案）と関連がございますので、その際あわせて説明させていただきます。以上でございます。

○平石委員長 つづいて、③令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）（案）について、説明をお願いいたします。

○室町下水道課長 下水道課でございます。サイドブックの③をお願いいたします。別添資料3の令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）（案）につきまして、サイドブックの2ページをお願いいたします。令和6年度土浦市下水道事業会計、補正予算の第1回（案）でございます。収益的支出の1款、1項、営業費の補正につきましては、説明欄に記載のとおり、人事異動に伴う職員人件費の増となっております、3目処理場費及び、5目総係費の給料等が増になるものです。なお、財源については他会計補助金の増となるものです。つづきまして、3ページをお願いいたします。資本的支出の1款、1項、1目管渠費の補正につきましては、説明欄に記載のとおり、人事異動等に伴う職員人件費の増及び雨水幹線整備事業におけます、国からの交付金追加要望依頼に対応するための工事区間の延長による増額補正を要求するものでございます。なお、財源については、防災安全交付金及び地方債が増となるものでございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。今回増額補正をお願いいたします神立菅谷雨水幹線整備事業の工事区間となっております。下水道事業会計補正予算の説明は、以上でございますので、よろしく申し上げます。

○平石委員長 この件について、委員の皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。先ほどのも含めてですね。

○下村委員 私からは、水郷テニスコートの指定管理料で人件費が異動によって、アップしたと。どうして、異動でアップするのか。今まで、いなかったのですか。要するに人がいたとしたら、増員になるんだよね。加配になっていくわけだ。そんな無駄なことでもいいのかどうか。そこら辺も含めてちょっと教えてください。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。今回はテニスコートの職員が1人増になったというのが大きな原因です。もう一つ、人事異動がございまして、主幹が1人増になったということです。あと、主任が1人減になりまして、主幹になったということで、この二つの原因になります。当初予算ですと、人事異動前の予算になっておりまして、4月の事業団の人事異動によりまして、この辺ですね、予算が不足したり、異動ですので、足りるとこ

る足りないところが出てきたりということで、最初に御説明差し上げました事業団全体としては、減額ということで、異動等に伴うものということになっております。説明は以上になります。

○**下村委員** ありがとうございます。この事業団って毎回そうなんだけど、人事異動で増減するのね。何か固定的なこと考えられないの。あっちだ、こっちだって土浦市から、庁舎内の人を派遣されるのか、いわゆる正職員が派遣されるのか分からないけれど、向こうの異動によって、どうのこうのって、例えば市民会館の改修やった時もそうだよ。あの時も向こうの人が改修するから余っちゃうと。多分ここ行ったんだよ。そしたら向こうが増になったの。要するにこの事業団が。なんか安定した、要するに年間のここだけやっていて、決算すると、お金余ったら返せば良いんだ、足りなければもらえば良いんだっていう発想なのでここは。ちょっと考え方変えていかないと、お金ばかり掛かって、しょうがないような気がするんだよ。簡単に変動できるって、そんな発想がおかしいんじゃないかと思うんだけど、課長に言ってもしょうがないのかな。でも課長から御答弁いただきたいと思います。

○**中島公園・施設管理課長** まさに今、委員おっしゃるとおりの部分ありまして、二つの側面がございます。我々としては、管理委託料ということでお支払いする。もう一方で、外郭団体ということで、事業団の人件費、人員がいるという中でやはりその業務が不足する場合には、そこを増にしたり、業務が減るとはいいませんけれども、そういった部分は減にしたりすると。当然人事異動ですので、ある程度の時期に人事異動をして、硬直化を防止する。また、狭い中ですので、また戻ってくる職員もいるんですけれども、そういった中で二面性があるということで、今委員からお話ありましたので、その辺はまた事業団ともお話をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○**平石委員長** その他ございますか。

(「なし」という声あり)

○**平石委員長** つづいて、④土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正(案)について、説明をお願いいたします。

○**和田水道課長** 水道課でございます。サイドブックスの④土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正(案)につきまして、2ページをお願いいたします。本案の改正内容でございますが、水道法施行令等の一部改正に伴い、当条例の一部改正を行うものであり、水道に関する工事監督者と技術管理者の資格要件につきましては、大学や高等学校等で修めた履修科目により、実務経験年数が定められてございますが、履修した科

目や経験年数の緩和などを資格要件の幅を広げるほか、条項の新設や文言の改正を行うものでございます。なお、改正をお願いする箇所につきましては、5ページ以降に新旧対照表が添付されてございます。御確認よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○下村委員 御説明のいただいたとおりだろうと思うんですけども、資格者については、これちょっと違うのかな、角度がな。土木のほうも含めて建設現場に有資格者が常駐しなくてはいけない時は、ちゃんときちっと対応してもらおうと。いないんだから、ほとんど見ていると。いない所が多いというふうに感じます。常駐しなくてはいけないので、有資格者は。最低コリンズに登録されて、さらにもう一つ、3,000万円以上になると、管理技術者がいなくてはいけないって、建設業法が決まってるんだから。それも常駐するという。どこか遊んでいるのか分からないけれど、資格者証を携帯してるのだから、確認して、あなたですかって、現地確認をきちっとしてもらいたい。あと、最近事故が多いから、パトロールの中で、そういったことの確認を怠らずにして欲しいなど。市長が最後に謝罪をするようなことがないように、安全管理にはきちんと努めてもらえるような指導していただきたい。あと、資格者の確認もしっかりとやっていただきたいというのが、これは建設部長だな、よろしく願いします。

○渡辺建設部長 御指摘の件はですね、おそらく民間業者のほうが請負った工事について、工事現場で常駐して、工事に当たるということを御指摘いただいたと思いました。確かにおっしゃるとおり、工事現場で何かありますと、市のほうにも問題もありますので、しっかり業者に対しては、管理技術者、それから現場監督のほう、担当者のほうから毎日チェックをするようにして、しっかり従事させて、安全、安心の工事を施工するようになっていますので、よろしく願いいたします。

○竹内委員 改正の内容で、必要となる実経験年数を法令に沿って改めるっていうふうに文言がありますが、これ具体的何年だったのを何年に改めるんですか。これ後ろのほうに書いてあるんですけど、オレンジ色で見づらくて。

○和田水道課長 内容としましては、今まで年数だけではないんですけども、水道技術に関する経験とか履修科目のほかに、電気や機械の関係を履修したのも含めるということで幅を広げております。年数につきましては、3年以上だったものを2年にするとかですね、緩和措置がされておりました、こちらにつ

きまして、少し表は見にくいんですけれども、それぞれ年数のほうは、1年から半分程度まで縮小されてる部分がございますので、その辺につきましての措置になってございますので、よろしく願いいたします。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑤常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定(案)について、説明をお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。⑤常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定(案)につきまして、御説明いたします。2ページをお願いいたします。前回の9月の事前委員会でも、御説明させていただきましたが、JR常磐線の本郷道踏切の歩道設置につきまして、JR水戸支社と協議を重ねてきました。今回、その協議がまとまりましたことから、施工協定(案)の承認をお願いするものでございます。協定(案)のJRへの委託工事の内容でございますが、現況幅員5.5mの踏切内の車道部に2mの歩道を東京方面側に設置し、歩行者の安全を図るものでございます。協定期間につきましては、令和6年から令和9年とし、スケジュールとしましては、令和6年度に、この協定を締結のうえ、令和7年度にJRにおいて踏切内の工事のための設計を実施し、令和8年度から9年度にかけて踏切内の工事を実施する予定でございます。なお、前後の市道の改良工事につきましては同時期に土浦市にて実施する計画となっております。つぎのページをお願いいたします。場所につきましては荒川沖駅の南側に位置しておりまして、荒川沖小学校の通学路にもなっております。4ページ、5ページが現況の写真となっております。6ページから13ページまでが、今回締結しようとする協定書の案の本文となっております。6ページの協定書の第4条の工事の費用、負担及び支払いにありますとおり、総額2億4,960万円となっております。また、先程の一般会計補正予算(第5回)にありました債務負担行為の設定につきましても、協定案に合わせ期間を令和6年から令和9年とし、限度額につきましても2億4,960万円とし、併せて承認をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について、御質問等はございますか。

○寺内委員 浅岡課長。この前、踏切の所の改良工事をやった時に、その前後の市道の拡幅があったのね。その時に、業者がずっとやらなくて、当時の管財課長がいるから分かると思うのだけど、そういうものっていうのは、踏切を封鎖している時に、やらないといけないことだよ。だから、なるべく早めに業

者を選定して、それで踏切が封鎖したら、いきなり市道の拡幅を始めてもらうようなことでやっていかないとね。後手後手になると、業者が契約したけれど、全然取り掛かってくれなくて、それでしようがなく、契約を無効にして、慌てて随意契約でほかの業者にやってもらったっていう経緯があるのよ。だから、そういうことがあるので、やはり前後の取り付けはやりますっていうことではなくて、常磐線の踏切が封鎖した時点で、もうすぐでも取り掛かってもらうように、早いうちに業者の選定はやっておいたほうが良いじゃないかなと思うの。

○渡辺建設部長 今、御指摘ありました前回の踏切の工事。実は、私は浅岡課長と一緒にその係で担当のほうをやっておりまして、それでよくイメージしております。確かに御指摘のとおり、前回いろいろごたごたして、市道部分のすりつけの工事が遅れて、皆様に迷惑かけた経緯がございますので、今回の入札制度等変わっていますので、管財課のほうとお話させていただいて、不良不適格業者は排除するような形で、様々な方法で、業者を早めに決めて、対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○寺内委員 住民に迷惑が掛からないようにやってね。

○平石委員長 その他ありますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑥債権の放棄(案)(市営住宅使用料並びに駐車場使用料)についてですが、事前委員会の資料については、個人情報削除しておりますが、定例会中の本委員会では、議案書にて個人情報が記載されておりますので、御了承願ひします。では、執行部から説明をお願いいたします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。サイドブックスの⑥。別添資料6の債権の放棄(案)について御説明いたします。2ページをお願いいたします。本件につきましては、市営住宅に係る住宅使用料と駐車場使用料の未納により生じた債権の放棄をお願いするものでございます。住宅使用料及び駐車場使用料につきましては、市営住宅を使用される方との合意により成り立つことから、債権の分類によるところの私債権となりまして、債権の消滅には、滞納者から時効期間経過の主張か議会の承認が必要となるものでございます。住宅使用料及び駐車場使用料の未納が生じた場合は、督促状の送付や電話等による納付指導を行っておりますが、この度の債権の放棄につきましては、5年度決算に係る収入未済額の中で、時効期間が経過し、所在の確認ができた債務者及びその連帯保証人に対し、債務承認書を送付したところ、支払いの意思を得られなかった15人となっております。また、その他でございますが、死亡者等そのほかの債務者につきましては、今後も連帯保証人を含め住民票や戸籍

資料の調査、相続人調査を継続し、徴収に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○平石委員長 この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○平石委員長 つづいて、⑦債権の放棄（案）について（水道料金）について、説明をお願いいたします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックス⑦をお願いいたします。水道料金に関する債権の放棄（案）につきまして、2ページをお願いいたします。本案につきましては、水道料金の未納により生じた債権の放棄をお願いするものでございます。水道料金は、水道を使用される方との契約により成り立つことから、債権の分類で申し上げますと私債権でございますので、債権の消滅には滞納者からの時効期間の経過の主張、若しくは議会の議決が必要となるものでございます。この度お願いする債権の放棄は、令和5年度の決算に係る平成30年度の滞納分であり、これまで水道料金に未納が生じた際には、督促状の送付や、自宅訪問のほか、給水の停止を行うなど、徴収努力を行ってまいりましたが、今回債権放棄の対象者につきましては、所在の確認ができた債務者に対しまして、債務承認書の送付により、確認によって支払いの意思がえられなかった件数が16件、そのほか居所不明や、国外への転出などにより追跡での徴収が困難となった件数が397件、及び企業の破産倒産が6件ございましたので、合計の対象者の419件となっております。また市外へ転出された方や死亡者につきましては、住民票などの調査を継続し、引き続き徴収の努力を努めてまいりますので、御理解よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○平石委員長 一度、ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は13時になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（午前12時休憩）

（午前13時再開）

○平石委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。⑧公の施設の区域外設置に関する協議（案）について、説明をお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。⑧公の施設の区域外設置に関

する協議（案）につきまして、御説明いたします。2ページをお願いします。現在、本市におきまして、かすみがうら市との行政界におきまして、市道Ⅰ級42号線の改良工事を進めてるところでございますが、かすみがうら市地面の用地交渉が難航しており、道路線形の変更をかすみがうら市と協議してまいりました。その結果、かすみがうら市地面の用地買収をせず整備を進めることとなり、今回の変更協議の議案を提出することとなりました。当初協議書につきましては、令和3年度に土浦市、かすみがうら市の両議会の議決をいただいております。変更の内容でございますが、設置の場所として、地番の後ろに地先を追加するものと、経費の負担割合を土浦市、100分の74、かすみがうら市100分の26だったものを、土浦市100分の80、かすみがうら市100分の20と改めるものでございます。この負担割合の変更につきましては、整備面積の割合で算出しているもので、先程説明させていただきましたが、かすみがうら市地面の用地買収を行わないためとなっております。次の4ページから8ページまでが、変更協議書の案となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について、委員の皆様から御質問等はございますか。

○下村委員 辞めるわけいかないの。買収できないからとか、協力してもらえないから負担割合を変えるっていう。土浦市の持ち出しが多くなるから、どうなるんですか。

○浅岡道路建設課長 本市といたしましては、ここの路線、土浦協同病院まで続く大事な路線と考えておりますので、整備のほうに関しましては、この変更協定に基づいて、進めていきたいと考えております。

○下村委員 向こうの議会が承諾したのだから、承諾というか議会で採決されたんでしょ。だったら、ちゃんと履行しなくては。不履行というふうに思うの。だからそれは向こうに抗議していかないと。なんかおかしいような気がするんですよね。

○渡辺建設部長 実は、この位置図を見ていただきたいのですが、5ページです。赤で印がしてあって、一番北側のほうの地主さんが1件難航しております。そちら、かすみがうら市のほうの行政界に入っている地主さんで、ここずっと2年ほど、70回ほど交渉を行ってきておりまして、かすみがうら市のほうでも一緒にやっていただいて、実はかすみがうらの市長も直接お会いして、交渉をしていただいたのですが、やはり賛成できないということです。現況、この地図で言う西側、若干土地が空いてまして、土浦市側。そちらのほうへ歩道はそのまま作りますが、線形を少し曲げて、整備するというところで、かすみがう

ら市のほうと話が整いまして、今回負担割合のほう、確かに御指摘のとおり、土浦市の持ち出し分は増えるような形ですが、この北側も県のほうで、都市計画道路、千代田のほうから作る予定が今進んでいますので、ぜひ私たちとしましては、整備をして利便性を向上させたいということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**下村委員** ありがとうございます。私もそういう反対者がいれば道路を曲げれば良いと思つたんですよ。少し曲げて、全然その人に掛からないように曲げていくというのが一つ。曲がつたからって、大筋変わらないのであれば、こちらの持っていることが実施できるのであれば、曲げても良いと思ふんです。ただその曲げることについては、かすみがうらの地主さんが、市長が行つても説得できないって。でも、それと、私たちの土浦市側の土地を使うから、この負担割合が、土浦市でしょっていうのは違ふんだと思ふんだよね、発想が。それともう一つ、そこの地域の人達は、これを提供されたら、利便性も良くなるし、そこの所で凄う土地の価格だつて変わるんだよ。そしたら向こうに利があつて、こつちはあまり利がないような気がする。そういったことも説得要因としてあつて、あまり譲歩しなくていいと思ふんだ、こういうのは。できなければできないで、そちらの問題ですよっていうのが筋じゃないのかなと思ふんですよね。ただ、やらないといけないから、曲げてやつてくださいて言おうかと思つたら、もう曲げたつて言うから良いとします。ただそういうことを含めて、念頭に置いて、やつていただきたいなと思ひます。以上です。

○**平石委員長** その他ございますか。

(「なし」という声あり)

○**平石委員長** つづいて、⑨専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○**滝田道路管理課長** 道路管理課でございます。⑨専決処分の報告についてお願いいたします。2ページをお願いいたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故2件の和解でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和6年8月31日午前8時30分頃、土浦北インターの北側の土浦市小山崎1100番2地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車で走行中、側溝の段差に右前タイヤが落ち損傷したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額3万525円を支払うことにより和解したものでございます。なお、支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3ページが位置図でございます。次に4ページをお願いいたします。現場状況の写真でございます。原因となつ

た箇所ですが、直ちに、常温合材にて補修工事を実施しております。5 ページが被害写真でございます。6 ページをお願いいたします。2 件目でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和 6 年 1 0 月 1 0 日午後 7 時頃、神立消防署の西側の土浦市神立中央 5 丁目 4 7 1 6 番 1 地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車で走行中、道路の穴に左前タイヤが落ち損傷したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額 1 万 1, 2 0 0 円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、同様に損害保険にて対応しております。7 ページが位置図でございます。8 ページをお願いいたします。現場状況の写真でございます。原因となった場所ですが、直ちに補修工事を実施しております。9 ページが被害写真でございます。説明につきましては、以上でございますが、事故の原因の多数が道路の穴となっておりますので、様々な道路をバイクなどで走行する郵便局をはじめ、その他の企業に再度お願いし、発見した際には通報していただくようお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、(2) 報告事項でございます。⑩入札案件について、順次、説明をお願いいたします。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。資料 1 0 の 2 ページをお願いいたします。農林からの入札予定は「農整工第 7 号蓮河原地区排水路整備工事」になります。工事延長 5 3 メートル。既存の暗渠排水管が詰まっていた機能しないことから、新たに開渠の U 字溝とボックスカルバートを設置するものです。道路横断部分がボックスカルバートになります。価格、工期については紙資料記載のとおりです。説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課でございます。3 ページをお願いいたします。霞ヶ浦総合公園ネイチャーセンター駐車場改修工事となります。こちらは、ネイチャーセンター駐車場の老朽化に伴い駐車場の舗装工事などを行うものです。説明は以上でございます。

○室町下水道課長 つづきまして、下水道課でございます。4 ページをお願いいたします。下水道課は、2 件ございます。はじめに、「国補公下維(工)第 8 号亀城処理分区人孔蓋交換工事」でございます。この工事は、ストックマネジメント事業におきまして、蓋の交換工事を行うもので、蓋の損傷が著しいものから

順次交換工事を行っているものです。今回は、合流地区の24か所のマンホール蓋を交換するものでございます。つづきまして、5ページをお願いします。

「国補公下維（工）第1号神社前マンホールポンプ更新工事」でございます。この工事は、下水道ストックマネジメント計画に基づき実施する工事で、修繕改築計画で、更新の必要度が高いマンホールポンプから順次更新工事を行うもので、今年度はこのマンホールポンプの更新工事を行うものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○平石委員長 つづいて、⑩土浦市地域経済循環創造事業に係る公募型プロポーザルの審査結果について、説明をお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 御説明いたします。こちらは総務省の補助金を活用した事業でございます。5月の事前委員会におきまして、議員の皆様にお示しさせていただいたところでございます。5月30日から公募を開始しまして、1事業者から応募がありました。8月22日の木曜日に事業者の選考を行った結果、資料2ページになりますけれども、土浦市沢辺の「株式会社豊栄」様に決定いたしました。提案された事業としては、クラフトサケ、概要に記載のとおり、市内産のお米を原材料に、「どぶろく」や「甘酒」を製造し、醸造体験、観光情報を発信する場としての機能を併せ持つ商業施設ということで、御提案いただいたところでございますが、実は、総務省から9月になって連絡が入りまして、申請件数が当初予定よりもかなり多いということで、一旦補助事業の募集を停止しますというようなお話になってございます。その後、解散、そういったこともございまして、今後のことを担当に話を聞きましたところ、臨時国会をやった後に、補正予算を付ける予定ですので、そういったところで、付きましたら、改めて申請をするというようなことで事業者のほうも了承を得ているところでございます。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○下村委員 いかほど支援するのですか。

○沼尻商工観光課長 先方のほうから出ておりますのが、3,300万円ほどの事業費ということでございますけれども、そのうち、約半分の2分の1のほうは、国庫補助金ということでございまして、その後市費の方のうち、2分の1ほどが特別交付税の措置を受けられるという話になってございます。

○平石委員長 その他よろしいですか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑫パブリック・コメント実施案件について、順次、説明をお願いいたします。

○鈴木都市計画課長 それでは、サイドブックス資料⑫をお願いいたします。私のほうからは、一つ目の「第2期土浦市自転車のまちづくり構想(案)」に係るパブリック・コメントについての説明となります。自転車のまちづくり構想につきましては、自転車が持つ観光面、健康面等の長所を活かし、本市における自転車利用に係る課題に対応した施策を計画的に展開するため、令和2年2月に策定いたしました。計画期間の終了に伴いまして、第2期構想の策定を行い、その構想(案)を公表し、意見を募集するものでございます。パブリック・コメントの実施期間につきましては、令和6年12月9日から令和7年1月10日を予定しております。本構想につきましては、7章立てとなっております。政策企画課と都市計画課が担当し、そのうち都市計画課では、第6章の自転車交通ネットワーク計画を担当しております。第2期構想における自転車交通ネットワークの変更点といたしましては、まず観光系ネットワーク路線の一部見直し、大きいところでは、上高津貝塚の裏側、穴塚大池のところ砂利道の所があったと思うのですが、そこはサイクリストの細いタイヤだと、転倒する恐れがあるというところ、舗装部分の所にルートを見直しております。そして、新たに近接自治体の自転車ネットワーク計画との整合を図るための路線を追加しております。具体的には、かすみがうら市と接しております神立停車場線、こちらを一緒に整備していくということになります。なお、第2期構想につきましては、サイドブックスに⑫-1として、収納されておりますので後程、御確認いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、2番「土浦市住生活基本計画(案)」に係るパブリック・コメントについて、御説明いたします。住生活基本計画につきましては、「第9次土浦市総合計画」の実現に向け、持続可能な住まい、住生活の施策を展開していくため、本計画を策定し、市民の豊かな住生活の安定の確保及び向上を図るものでございます。なお、そのために本計画案を公表して、広く意見を募集するものでございます。募集期間といたしましては、先ほどの自転車のまちづくり構想案と同様、12月9日から来年1月10日を予定してございます。なお、本計画につきましては、策定に当たりまして、吉田委員にも参画をいただいております策定委員会において協議を重ねており、今回のパブリック・コメントを踏まえた上で、本年度末

の策定に向け、計画をまとめていきたいと考えております。なお、計画書の案につきましても、参考資料⑫ - 2として掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について、説明をお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。資料2ページをお願いいたします。りんりんポート土浦管理運営業務にかかる公募型プロポーザルの実施について御報告いたします。業務の目的としては、利用者の増加を目的とした自主事業の実施等を含めて、施設の管理運営業務を委託することで、サービス向上及び利用者の増加を図るものでございます。業務の内容につきましては、施設の管理、運営や観光に関する情報発信に加えて、自主事業の実施、具体的には飲食の提供やイベントの実施を含んでございます。委託期間については1年間で、提案上限額は1,797万4,000円となっております。なお、本プロポーザルについては、事業者の自主事業などを事前に確認するための準備の手続きであり、契約については、新年度予算によるものとなります。プロポーザル方式を採用する理由につきましては、施設の管理体制や企画提案の内容など、金額面以外も含めた総合的な評価を行うため、公募型プロポーザル方式を採用するものでございます。審査概要につきましては、プロポーザル選定委員会が定めた参加資格及び評価基準に基づく書類審査、プレゼンテーションによるヒアリング審査を行います。日程については、公募開始を令和6年12月2日、こちらからしたいと思っております。結果の発表については、令和7年2月上旬を予定しております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○海老原委員 業務内容の③に「自主事業について」の中で、飲食の提供ってありますが、あそこで料理はできないですね。将来はどうかも含めて答弁願います。

○福澄都市整備課長 こちら飲食の提供を、今も始めてございますが、軽食、スナック菓子、さらにカップラーメンを置いてみたり、あと冷凍食品、こちらを売ってみたりと、少しずつ品揃えを増やしてございます。本格的な料理になってしまいますと、保健所の提出が必要になりますので、そちらについてはで

きないぎりぎりの部分でやらせていただいております。

○**下村委員** 少し再確認。食事の提供は、ここではできない、軽食でどうのこうのって言って、最後にどこで提供しているって言ってましたか。

○**福澄都市整備課長** 保健所の提出がいらぬような軽食、レンジを使用するものとか、カップラーメンとか、そういったものの提供はもうすでにさせていただいております。

○**下村委員** カップラーメンとかそういったものを提供してますと、その次になんか、どこかでちゃんと食事をどっかでやってくださいってというような感じで言わなかったですか。

○**福澄都市整備課長** こちら保健所の許可が要らない程度の行為はすでに行ってございまして、簡単なコーヒーの提供などもまた始めておりまして、ぎりぎりの部分ですけれども、できる限りの提供はやらせていただいております。公表となれば、保健所のほうでも簡単な、軽食の届けみたいのがあるのですが、そういったものができるようになれば、将来的には良いと思っております。

○**下村委員** 私の思いがあって、こういう施設の中で、飲食だとかは当然サイクリストは欲しいなという思いもあるのだろうと思うんですよ。そしたら、そこで飲食を提供できるような施設にして、そこで固定的なものではないのかもしれないけれど、そこで売上げが上がれば所得税が発生して、お金で戻ってくる。だから、そういうことを考えた事業にして欲しいなと思うんですよ。簡単なものしかできませんではなくて、ちゃんとやってくださいよと。それで業者がプロポーザルで提案してきて、そこを選定して、この業者はこうだと。でもその所でおいしい、かすみがうら市のかすみキッチンかな、あの形もとっても良いのかなというふうに思うんですよ。そこから税金を回収できる。施設の管理だとかで、毎年一千何百万円ずつ払っているんだったら、10年後には、毎年この分だけは回収できるようになるのかどうか分かりませんが、少しずつでも回収するというような考え方をしたいなと。それは今後検討していただいて、ちゃんとして欲しいなと思います。部長どうですか。

○**飯泉都市政策部長** ただ今、りんりんポートの今後のあり方も含めてということだと思いますけれども、御意見、御提案をいただきました。おっしゃるとおり、サイクリストの方、そういった飲食を求められている部分ももちろんあると思います。先ほど、保健所の話も出ましたけれども、かすみキッチンのような形になりますと、施設の改修も含めて検討して、収益性とか費用対効果、そういったものも検討していくことになると思いますので、そういった部分も含めて研究をさせていただいて、利用者のニーズも確認しながら検討、研究さ

せていただければと思います。以上でございます。

○平石委員長 そのほか、ございませんか

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑭下水道事業会計における不納欠損処理について、説明をお願いいたします。

○室町下水道課長 下水道課でございます。サイドブックの⑭をお願いします。別添資料14の下水道事業会計における不納欠損処理につきまして、2ページをお願いします。下水道事業会計における不納欠損処理について御説明させていただきます。はじめに、1番に記載してございますが、下水道事業会計において、三つの債権がございます。下水道受益者負担金、農集使用料、農集分担金、これらについて、令和6年度末に不納欠損処理を行うため、事前に御説明させていただくものでございます。2番にございますが、不納欠損について、改めて説明させていただきます。時効の成立等により、調定済の歳入が将来的に納入されないことが確実になった場合、会計上から除去するための決算上の取扱いで、当課所管のこれらの三つの債権は、公債権であることから、時効の成立により法的に権利は消滅してしまいます。しかし、不納欠損処理により会計上の予算から除去しない限り、当該債権の管理を終了できないことから、この度、不納欠損処理を行いまして、会計上においても債権を消滅させることとなつてございます。3番の経緯を御覧ください。下水道受益者負担金につきましては、下水道事業開始の昭和42年度から開始しておりますが、一度も不納欠損処理が実施されておらず、また農集も、平成29年度に農村整備課より事務移管されましたが、それ以前より既に不納欠損処理すべき債権があり、それを引継いでおります。これらの債権は公債権であることから、議会の議決を経ずに不納欠損処理できるものですが、処理がなされず、その金額の積み上がりについて、監査においてもたびたび指摘を受けてるものでございます。この度、土浦市債権管理基本方針が示されたことから、この基本方針に基づき、不納欠損処理を行いまして、債権管理の適正化を図るものです。4番が不納欠損処理の予定額ですが、詳細については、次のページ以降で説明させていただきます。まず、3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、下水道受益者負担金の不納欠損予定額ですが、昭和42年の事業開始より、これまで処理を行っておらず、合計は約1億3,700万円余りとなっております。令和4年度までは、督促状の送付や電話による催告が主でしたが、令和5年度より個人の財産調書の作成などを進めまして、訪問督促の実施や、令和6年度からは金融機関の口座差押等の実施に取り組んでいるところでございます。参考までに、

このページの右下の表、「(参考) 取組強化後の徴収状況」をお願いしたいと思います。まだ時効を迎えておらず、不納欠損の対象とはなっていない、令和2年度から令和5年度までの滞納分につきまして、令和6年度当初に525万円ほどありましたが、金融機関の口座差押等の実施を強化したことから、これまで347万円ほどの徴収をすることができております。財産の差押えについては、効果を上げていることから、今後も徴収努力を続けてまいりたいと考えております。4ページをお願いいたします。農集分担金になります。農集は、平成元年より供用開始をしており、現在まで、不納欠損予定額は、508万円余りとなっております。なお、平成20年度に整備を完了して以降は、新築住宅等の追加で、公共汚水柵の設置が必要な場合に、その都度発生しておりますが、未納が発生していない状況となっております。5ページをお願いいたします。農集使用料になります。不納欠損予定額は、1,470万円余りとなっております。平成30年度までは、市職員が納付書発送や督促をおこなってりましたが、令和元年度からは、上下水と同じく第一環境に委託しております。非強制徴収公債権でありますことから、直接に差押え等の強制徴収はできませんが、実質的な強制処分である給水停止措置を実行するなどして、徴収率の向上に努めております。資料の2ページにお戻りいただきまして、まとめますと、4番の表のとおり三つの債権について、令和6年度末に不納欠損処理をさせていただく予定でおります。なお、私債権と異なりまして、債務者からの時効の援用や議決を伴う債権放棄の必要はないものでありますが、令和7年度の9月議会におきまして、令和6年度末に不納欠損処理の実施した決算を含めた、決算認定を受けることになっておりますので、よろしく申し上げます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 文章の中で、2ページ。監査等で度々指摘を受けてきたという文言があるのですが、私も監査委員の時に、不納欠損ということについての位置付けが非常に曖昧だと。不納欠損というのは、安易にやると、当事者が一番得するんですよ、当たり前だけど。それを知っている人たちは、わざと不納欠損になるように対応していたんだと。なので、安易な不納欠損をとにかく無くして、財源を守っていくというのを、監査委員の時も言ったのですが、令和5年から徴収方法を変えて、強化しているよね。財産の確認、財産の差押え、訪問徴収とか、いろいろなことを始めているのですが、今後どのようなふうにも、不納欠損予定額、予定地区、予定人員、増えていくんですかね。

○室町下水道課長 下水道課においては、これまで徴収のノウハウのない職員が多かったため、昨年度から納税課を経験した職員を人事異動で配置したり、徴収の研修に積極的に参加したりして、不納欠損にならないように極力徴収努力を現在しています。今後もこの強制徴収ということで、財産の差押え等が大分効果を上げていますので、これを引き続き強化していきたいと考えてるところでございます。

○竹内委員 総合的に不納欠損の対応をしないと、一セクションだけでどうのこうのという時代ではないわけですよ。だから、去年から徴収強化していることは良いことですが、もうこれは下水道の不納欠損に関わらず、ほかの所もそうですけど、できるだけ不納欠損しないように、当事者から受益を取るように、工夫してやってください。

○室町下水道課長 庁内の債権管理室で、いろいろアドバイスをもらいながら、ほかの債権もございまして、一丸となってやっていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○海老原委員 農業集落排水処理施設使用料の不納欠損は、平成12年から始まったということなんだけど、平成11年まではなぜなかったのか。

○室町下水道課長 これまでは、不納欠損せずに、全て徴収できていたということでございます。

○海老原委員 急に平成12年から始まったの。

○室町下水道課長 平成11年度までは徴収が全部できていて、それ以降どうしても残っているってということで、御理解いただければと思っております。

○海老原委員 急に平成12年から始まったってというのは、何かあるのかなというのを聞きたいんだよ。

○室町下水道課長 そこまで分析できていないです。申し訳ないです。

○平石委員長 そのほか、ございませうか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑮水道事業の広域連携について、説明をお願いいたします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックの⑮をお願いいたします。水道事業の広域連携につきまして、昨年の9月議会の事前委員会の際に、内容説明をさせていただいたところですが、現在の進捗状況等について、御報告させていただきます。資料の2ページをお願いします。現在、茨城県の主導により進めております、広域連携の推進につきましては、令和3年度に策定された、茨城県の水道ビジョンにより、長期30年間を見据えた県の計画であり、

将来の人口減少における水道水の安定供給のため、県内事業体の一元化により、経営基盤の強化等を図る事業でございます。はじめに、1番の統合に向けたこれまでの取組みでございます。本市は、県南西水道事業における、旧県南ブロックの8団体に属しておりますが、令和4年度から、県主催の研究会により、県内に複数設置された浄水場など、施設配置の見直しにより、現状施設の統廃合などについて検討を行ってまいりました。また、令和5年の11月からは、より詳細な調整のための連絡調整会議に移行し、県内の各事業体から提供された長期、財政計画等のデータを基に、財政シミュレーションを行い、将来に渡って各企業体が単独経営を継続した場合と広域連携に参加した際の財政的な効果に関する分析を行っております。また、広域連携により統廃合予定の本市関連施設につきましては、2番に記載がございます、県の新治浄水場の廃止計画でございます。本市の水道は、現在、県からの受水による供給が100%であり、旧新治地区の受水は、県の新治浄水場から受けて供給しておりますが、当浄水場が廃止されますと、現在供給を受けております市の新治浄配水場の受水に不足の恐れがあることから、神立配水場からの連絡管整備が必要となるものでございます。つづきまして、広域連携に参加した場合の効果でございます。本市につきましては、これまで実施してまいりました、広域連携にかかる研究会や連絡調整会議での検証や各事業体との情報交換の結果から、広域連携には参加の方向で検討を進めておりますが、参加による効果につきましては、県からの受水費が軽減されることや、今後、本市の老朽管更新事業に関しましても、国庫補助金が活用できるものでございます。最後になりますが、4番目の今後のスケジュールでございますが、来月12月に参加、不参加について、県からの意向調査が実施される予定となっております。参加する事業体につきましては、来年2月に経営統合に向けた基本協定を締結する予定で進められてございます。なお、このたびの経営統合につきましては、広域化に伴う県内施設の統廃合や浄水場といった関連施設の一括管理などによる運営経費の節減が目的でございますので、各事業体における現状の経理や料金形態などの見直しは伴わない統合と伺っておりますので、併せて御報告させていただきます。広域連携は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○寺内委員 和田課長。新治浄水場は、県南ではなくて、県西のほうに入っているよね。

○和田課長 寺内委員おっしゃるとおりで、あそこは県西の浄水場となっております。

ります。

○寺内委員　うちのほうは県なんだろう。そうすると、土浦市は県西と県南のやつを二つ持っていることになるよね。そうすると、県西のほうのやつが、例えば一緒になるよって言ったときには、当然土浦市も一緒になるしかないでしょ。そこに入っているんだから。

○和田水道課長　そちらを御説明させていただきますと、まず県南につきましては、霞ヶ浦浄水場のほうから旧土浦地区の三つの配水場、神立と右舂と大岩田、こちらに送っているのが県南からの水でございます。県西につきましては、新治地区でございますので、そちらのほうからの水が供給されております。新治浄水場が廃止になりますと、給水ができなくなるというのがあって、まずそちらの契約水量については減になることになってございます。不足分につきましては、神立のほうから送るというふうな形になっていきますので、年間の契約水量における料金も大きく減ることが期待されますので、そういった計画で進めさせてもらってます。

○寺内委員　私はその系統を聞いているのではないよ。県南と県西に土浦市は両方に属しているってことだろうよ。それを統合して、土浦市はその団体に協力しますよということに入っていくのかって聞いてるんだよ。県のほうにこうやってやるところに、例えば新治は県西のほうで今までやっていたよな。こっちは県南でやってたよ。それで、土浦市は県南と県西両方入っているの、事業に協力するときには、その一本化で協力するのかという意味なの。

○和田水道課長　申し訳ございません。現時点で、県南と県西の水道事業一緒に統合されていますので、県南西水道事業という形になっていますので、その一体化した中で、また広域の連携に参加するというような形になっています。

○寺内委員　分かった。そうすると、水道料金も下がるということだよな。

○和田水道課長　水道料金につきましては、下がるというよりも上げない方向で考えております。

○寺内委員　考えたって、余剰水のやつを県西に送っているんだもん。幾らか下がるでしょ。土浦市は余剰水を買っているんだから。それが少し下がるんだから、下がった分は、結局老朽化とか布設替えとかに回すということか。

○和田水道課長　説明も少し難しいですが、県南のほうの余剰水につきましては、筑西とか、そちらの県西地区のほうで、水不足がありますので、そちらに令和11年から3年間かけて水の量を流通するというふうな形になってきますので、その分は十分に引き下げになりますので、大分効果があるということでございます。

○寺内委員 余剰水が県西のほうに流通するから、やっぱりシェアすれば少しは下がりますよと。ただ下がったときに、水道料金に反映するのではなくて、当然老朽化の説明があったけれど、進めなくてはならないので、その減額になって、利益が上がったものは、そういう所に流通したいってということなんだろう。

○和田水道課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○下村委員 説明の概要をずっと見ますと、説明からいくと、まず財政の効率化というようなところも強調してたような気がするの。例えば、県による財政シミュレーションの作成ということで、これができた段階で、ただ今作成中だから、できた段階で、また変わるのだろうと思うんですよ。よく分からなかったのが、一番下に「県による基本協定は、令和6年12月の参加・不参加の意向調査により、令和7年2月中の締結予定。」という、これ土浦市が参加するという、不参加っていったら不参加でいいの。

○和田水道課長 おっしゃるとおりで、財政シミュレーションは今作成中でございます。9月にも意向調査の事前の調査をやったところなんですけども、県内で約半分程度の企業体につきましては、参加したいという意向でございます。そうしまして、不参加につきましては、早々に表明した水戸市を含めて、6つの企業体のほうでは、参加しませんということです。そのほか、14の企業体につきましては、まだどちらとも言えないというふうな結果をいただきまして、県のほうとしましては、その辺を見据えた形で財政シミュレーションをまずやり直しているところです。現在の段階で、県のほうで見通しを除いただけのシミュレーションの結果を見たところでは、多少ですが、広域連携に参加したほうが、効果があるというような結果が出ております。一つの要因としましては、土浦市の場合には、100%県からの受水でやっておりますので、それほど単独でも広域連携でも差はないのですが、運営経費の削減とかで多少効果があるというふうな結果となっております。

○下村委員 例えば、土浦市は、旧県南ブロック8団体の中に入っていて、それで県南水から水を供給されてるから買ってるわけだよね。県南水は、加盟8団体の中で、土浦市反対と言って、多数決で、統一に向けて土浦市だけ反対で、ほかは賛成だから、これ参加しますよとなってしまうのかどうかを聞きたいんです。

○渡辺部長 県南、県西っていうお話が出ていますが、基本的には各市町村事業体で参加するかしないかということなので、県南8団体でも参加する所と、参加しない所が出るということです。ほかが反対しても、土浦市が参加すると

言えば土浦市は参加になります。課長から話がありましたが、参加することによって、土浦市の場合は単純でして、自分の所で浄水場を持っていないので、浄水場の廃止というのはないわけですね。そうすると、単純に100%お水を買っているのだから、参加したことによって、買う水の単価が下がってくるだろうと。それから、参加したことによって、令和4年から国の交付金を1種類使っているのですが、それに加えて来年から新たに2種類の交付金を使えるということで、3分の1ずつ交付金を使えるということなので、ほかの市町村と比べて、土浦市が参加することに随分メリットがあるということです。

○**下村委員** 例えば、新治浄水場を廃止するから、合計300の水道管を延長6キロメートル、今度は作らなくてはいけないわけだ。そうすると、統廃合の問題があってこうなるのだろうけど、参加して、交付金か何か6キロメートル分をもらってやるという、メリットがあるのですか。

○**渡辺経済部長** おっしゃるとおりでして、県の新治浄水場が廃止の方向だと。そうすると、先ほど寺内委員からもお話ありましたが、今度は神立から新治分は送るようになります。実は今新治には、紫ヶ丘の工業団地から300ミリメートルの水道管がすでにいっているんですね。ただ、それだけでは片送りということになって、そこが駄目になったときに、新治地区が全部水の供給が止まるということになります。今回参加することによって、新たにもう1本、この交付金を使って、神立から新治、市の新治配水場に引くことができるということです。参加しないと、これは全部市の持ち出しでやるしかなく、参加することによって、交付金を使えるということです。

○**下村委員** 物価高とか、ほかの高騰によって、テレビでも報道されたけれど、千葉県もこういうことをやっていたけれど、資機材が上がってきて、20%上げますということで、水道代が上がっているんだよね。こういうことを簡単に統一されると、1本だから、独占だから、水道の料金をあげますよとなる可能性がある。これ目先のメリットは確かに今ある。でも、10年後、20年後には、1団体になると独占的にやられるから、水道料金は上げますよとなると、誰が今度検証するのですかということになる。だから、本来は一本化しないで、三つぐらいに取得権でやってくれれば、一番良いことなんだろうと思うんですけど、一本のメリットというのはいくらあるけど、将来20年後、30年後の話は一切ないんだよね。だから、そこら辺はどうやって検証していくのかっていうのを、自治体として考えていかないといけないと思うんです。

○**渡辺建設部長** 資料の2ページをもう一度お開き願いたいのですが、2ページの一番下の4番の表になっているのですが、参加した場合ということで、箱

の右側になるのですが、基本協定を締結した後に、各市町村長が参加する法定協議会というのが開かれることになっております。この中で、土浦市としましては、引取水量をもっと減らすとか、料金の値上げを抑制するとか、そういうことに対しての要望をしていくような形になります。一番右の箱なんですけど、この経営の一体化になったときは、先ほど課長が説明しましたが、まずは財政とか、料金というのは統一しないで、今までの現行でやって、30年後に料金統一をして、一本にしようということで、長い計画になっております。その間に、時代も変わってきますので、その時で、各首長さんが意見を出し合って、変わっていくものと思っています。

○**下村委員** 県のシミュレーションができた時点で、また御報告いただいて、土浦市の意向が明確になるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○**島岡委員** 全く関係ないことで大変申し訳ないのですが、土浦市の水が画期的に美味しくなったという話を聞きまして、市民の皆さんには、財産だと思えますので、広報のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**平石委員長** 大事なことだと思いますから、お願いします。そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○**平石委員長** つづいて、(3) その他でございます。⑩デジタル田園都市国家構想交付金事業について、説明をお願いいたします。

○**鈴木都市計画課長** サイドブックス資料⑩をお願いいたします。デジタル田園都市国家構想交付金事業について説明いたします。本事業につきましては、土浦市、つくば市、下妻市、牛久市の4市共同によります、1種免許、普通免許ドライバーを活用した公共ライドシェアを実施するものでございます。こちら2ページにつきましては、6月、9月議会におきまして報告させていただいたものとなっております、今回御報告いたしたいのが、ドライバーの募集状況と報酬について御報告させていただきます。はじめに、ドライバーの募集につきましては、10月から募集を開始しております、11月21日現在で、本市で行う実証地区につきましては、応募者40人となっております、もう足りているような状況でございます。つづきまして、資料4ページをお願いいたします。こちら下の部分になります、ドライバーの報酬でございます。報酬は4市共通でございます、1回の運行で1,200円、これに回数を重ねるごとにインセンティブを設ける仕組みとなっております。報酬記載例にありますとおり、例えば月3回運行した場合、歩合給1,200×3回の3,600円。そして、インセンティブ3回以上は3,000円が加算され、合計6,600円が報酬

とし支払われます。そして、一番下に書いてあります、なお、一番下の登録インセンティブにつきましては、事業に協力してくれた謝金というわけではないですが、初回の運行に1万円を支給いたします。今後の予定でございますが、ドライバーにつきましては、講習や研修を随時行っていきます。それで、ライドシェアのドライバーとしての準備を進めていただくこととなります。そして、12月には利用者向けの説明会を実施する予定であります。そして、1月中の運行開始を目指し取り組んでいるところでございます。以上となりますが、今後、内容等の変更や新規事項が発生した際には御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。そうしましたら、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

○寺内委員 鈴木課長に聞きたいのだけれど、ライドシェアだけれど、例えばそのやつをやる時に、自分の車を持ち込むんだよね。そうすると、例えば新車で乗ってもらったら良いかもしれないけれど、20年、30年ぐらい乗った中古のやつでいって、万が一そこで何か不具合が起きたら、乗っている人っていうのは大変だと思うんだよね。みんなで車を押ししてくれなんていうようなことはないと思うけれども、やっぱりそういうものと、あとは、今40人が集まっているのだけれど、例えば、私たちがもうやることないからライドシェアやると思ったときに、若草マークを付けながらでは乗ってもらえないよね。大丈夫かな、この方の運転でなんて話になっちゃうので、やっぱりそういう年齢は見ているの。最高どのぐらいまでなの。

○鈴木都市計画課長 資料の2ページに記載をさせていただいてるのですが、年齢の対象は、21歳以上から70歳未満というところで、70歳以上の方は、基本1種の方は雇わないという。車につきましても、そういったものは事情聴取した上で、採用するかどうか、それも採用要件の一つになっております。

○平石委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑰桜土浦IC周辺地区土地区画整理事業に係る事業協力者の公募について、説明をお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。資料の2ページをお願いいたします。令和6年9月の準備委員会にて、民間事業者の参画意向を改めて確認するために、サウンディング調査を実施することとなりまして、結果、参画意向が確認できたことから、公募により、事業協力者を1社選定することが準備委員会で決定したので、御報告いたします。事業協力者の業務内容は、事業計画の作成

や地権者合意形成の支援等でございます。業務の期間については業務代行予定者が決定するまでとなっており、順調にすすめば、協力者が予定者となるものとなっております。今後の予定としては、12月中旬の準備委員会で公募要項の策定し、令和7年1月の地権者説明会を経たうえで、公募を開始し、3月中旬にプレゼンテーションを行い、4月上旬には協定の締結を行う予定となっております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 つづいて、⑱霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑱霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査について、お願いいたします。あり方検討調査につきましては、これまで民間事業者からのヒアリングを行ってまいりましたが、民間活力導入の事業可能性の御意見を各事業者からいただきましたので、その内容につきまして中心に、また改めまして経緯などについて御説明させていただきます。それでは、2ページをお願いいたします。平成26年から令和4年につきましては、国の動きとなりまして、平成26年には、国の都市公園のあり方検討会におきまして、民との連携を加速させ、都市公園を一層柔軟に使いこなすと言うような方向性によりまして、平成29年には、都市公園法が改正され、公募設置管理制度いわゆるPark-PFIの制度が創設されました。令和4年には、公園を地域の資産と捉え、引き続き制度の適切な活用を促進して行くこととなっております。これらも踏まえまして、本市では、令和5年から本年にかけて、公園の魅力向上や老朽化施設の課題解決などについて、民間活用の可能性調査を霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査として実施いたしました。また、本年度は、Park-PFI制度を活用した公園整備に向け、マーケットサウンディングを実施し、次年度以降に実施する事業者選定の公募要件などを整理してまいります。つづきまして、3ページをお願いいたします。同公園は開園から40年が経過しており、施設の老朽化や利用者ニーズへの対応を図るため、官民連携による新たな公園施設の導入検討などを目的に、民間事業者へのヒアリングや先進事例の調査、事業スキームの検討など、既存施設に加え、新たな賑わい施設として、民間事業者の自由な発想により検討いただいております。つづきまして、4ページをお願いいたします。ヒアリング状況といたしましては、民間活力導入の提案がございまして、事業

可能性が見い出せましたことから、今後は、サウンディング調査を実施し、公園のあり方を具体化してまいりたいと考えております。同公園の今後のあり方としましては、人口減少、高齢化、厳しい財政状況などの制約のあるなかで、民間活力の導入による新たな価値創造を目指してまいりたいというふうに考えております。つづきまして、5ページをお願いいたします。こちらがヒアリングを行った事業者の内訳でございます。事業者につきまして、20社となりまして、内訳としましては、公園の管理を行っている会社を始め、子供の遊び場を展開している、また、飲食や宿泊事業、アウトドアやスポーツ事業を展開している社からのヒアリングを行いました。その結果といたしましては、公園の魅力やポテンシャルは、霞ヶ浦湖畔沿いの景観資源や土浦市や茨城県の食の活用が、ほかにない付加価値になると言う意見を多くいただきました。また、導入施設に関しましては、景観を生かした飲食店や水生植物園などのリニューアル、子供向けの施設、キャンプ場、サイクリスト向けの施設などの提案がございまして、民間活力導入に向け様々な御意見をいただいております。最後となりますが、6ページをお願いいたします。本年度実施してまいります民間活力導入検討につきましては、民間事業者とのサウンディングを通じまして、各社が望む事業内容や事業条件を把握し、管理運営や施設整備を行う事業者などとのマッチング支援を行い、事業手法や事業条件を整理するなど、次につながる検討を進めてまいりたいと考えておりまして、この内容につきましても適宜委員会に報告しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 これは本会議でやったものですから、宿泊施設水郷ということ視点を、本会議ではやったのですが、当時霞ヶ浦総合公園の今後のあり方だということなので、方向がまだ出ていないと。これが、一定程度、方向が出たということなんでしょうかね。そうすると、ヒアリングを行った民間事業者の中で、飲食事業や宿泊事業6社、それからキャンプ場。私はキャンプ場と宿泊施設と何がどう違うんだと本会議でやったのですよ。キャンプ場というのは、ある意味、一過性だよ。まさか真冬に行き、あそこにテント張ってやる人はまずいないんだから。ただ、宿泊施設っていうのは通年だよ。だから、ヒアリングを行った民間事業者20社のうちの6社、この提言というか、実証例というか、こういうものはどういうふうにこれから生かしていくのでしょうか。ヒアリングをこれからまた行っていくということだけど、その辺よろしく。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。ヒアリングを行いました事業者の中で、宿泊といっても、ホテルまでの事業計画を提案しているというのは無かったんですね。その中でキャンプ場ということで、当然何もない芝生にテントを張るといふもの、グランピングみたいな建物を建てて、宿泊するといふようないろんなパターンを持ったキャンプ場、そういう提案が出ています。ただ現在、ヒアリング状況としましては、まだまだ各社、その民間事業者が個々に、幾ら投資するのか、当然社内決裁とかございます。まだまだ、机上で計画した、提案いただいた内容になっていますので、それを6年度からの民間活力導入調査で、民間がどうしたら事業ができるのか、そういったことを事業者からサウンディングしながら進めていきたいと。ゆくゆくは、その事業者が公募によりまして、選定していくという大きな流れとなります。以上となります。

○竹内委員 ということは、6社のうちの宿泊事業というのは、キャンプ場のことを言ってるわけ。この6社は、要するにホテルみたいなものではないと。

○中島公園・施設管理課長 実際ホテルなどを経営している社はあるのはあるのですが、なかなかそこまでできるかどうかまでは、意見はいただいております。あそこをイメージして、こういう公園なら事業ができるという提案をいただいた3社があるのですけれども、それについては湖畔エリアを使ったキャンプ場とか、グランピングを含むキャンプ場といえますか、そういったことの提案をいただいております。以上となります。

○平石委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 以上で、所管の執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか。

○室町下水道課長 下水道課でございます。下水道課のほうから追加で説明させていただきたいと思っておりますので、「追加資料1」をお開き願いたいと思いません。機動警察パトレイバーコラボ事業でございます。こちらについては、昨日の総務市民委員会のほうでも、説明した資料でございまして、下水道課と農林水産課も関係する事業であることから、説明させていただくものです。はじめに2番のマンホールカードの配布でございます。この度、新たに、「豊作くん」のキャラクターのデザインマンホールがマンホールカードに選定されまして、12月20日から、配布が開始されることとなりました。場所につきましては、小岩田西にございます、「JA水郷つくば」で行われます。なお、パトレイバー関係のマンホールカードは、今回で4例目となっております。下水道課から

以上でございます。

○坂本農林水産課長 引き続き農林水産課から、2ページ目の3、そば焼酎土浦小町パトレイバー版の販売について御紹介いたします。御覧いただいているパトレイバーのデザインがプリントされた土浦小町のそば焼酎が、12月20日の金曜日にJA水郷つくばサンフレッシュ土浦店にて販売されます。価格は通常は1500円のところ、この特別焼酎は2500円となります。JA本店では30本の販売となります。このパトレイバー焼酎は約400本製造され、残りは1月中旬頃から農業公社、観光協会でも販売開始となります。御愛顧くださるようよろしくお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。私からカレーフェスティバル、それから産業祭、土日に開催しましたがけれども、その際の来場者数を御報告させていただきます。カレーフェスティバルのほうが、土曜日が4万人、日曜日が3万人ということで発表させていただきたいと思います。それから産業祭、いろいろ不手際ございまして、申し訳ございませんでした。産業祭のほうが、土曜日が約1万5,000人、日曜日が1万人ということになってございます。この時期イベントも多いということで、産業祭は昨年同様、カレーフェスティバルのほうが天気が良かったので、行楽地のほうにも行ったというようなことでございます。以上です。それと、花火の件に関しまして、議員の皆様には、安藤市長それから小林副市長、塚本産業経済部長のほうからも直接の謝罪のほうございましたけれども、一番の事務局として、中核を担う商工観光課長として、全く私から謝罪しておりませんので、この場をお借りしまして、改めて議員の皆様、いろんな周りからの御意見もあったと思います。その件に関しても大変申し訳なく思っておりますので、今後反省しまして、次回大会に向けていきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。まずは委員の皆様からお話ありましたとおり、専決処分させていただきましたので、これまで、大会直前まで御尽力いただいた、市内も含め、業者さんのほうに、お支払いを迅速に進めまして、その後、次の大会をどうするんだというようなことにつきましては、年明けになると思いますけれども、ある程度の方向性を見いだした中で、また平石委員長に御相談させていただいて、委員会を開くなり、そういったことで、また議員の皆様には御審議いただいて、御協力いただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○寺内委員 はい。了解しました。

○平石委員長 つづいて、行政経営課長から⑱「土浦市公共施設等再編・再配置計画」の進捗状況等について、説明をお願いします。

○天貝行政経営課長　それでは、お時間いただきまして、資料の方⑬になります。公共施設関連の進捗状況について3点ほどございますので、御報告と御説明をさせていただきます。まず1点目、大きな1番です。課題のある検討対象施設29施設でございますけれども、配置方針の原案、こちらにつきましては、事前に皆様に個別に御説明したものでございまして、先日開催いたしました外部委員会で御協議をいただきまして、その案として取りまとめを行いました。内容につきましては事前に御説明した内容から変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。つづきまして、2点目です。先行して再編方針を検討している「五中地区における公共施設再編方針（案）」についてです。御案内のとおり、これまで地区内の方々と意見交換をした上で再編方針の原案を作成し、外部委員会の策定委員会の協議を経まして、「再編方針（案）」として取りまとめるに至りましたので、その進捗について御説明させていただきます。

（1）の第2回意見交換会につきましては地区長をはじめ24人の住民参加の下、提案した再編方針案に概ね賛成をいただきました。その意見交換会での内容及び第3回の案内を広報紙11月中旬号と合わせまして、五中地区内に別添チラシの回覧を用いて周知を図ったというものでございます。第3回目の意見交換会については、枠中に記載のように12月17日に主に報告になりますけれども、外部委員会を経て取りまとめた再編方針案について報告・説明を行ってまいります。この再編方針につきましては、サイドブックに掲載しておりますけれども、ボリュームがありますので、説明を割愛させていただきますけれども、内容につきましては、御案内のとおり、上大津支所の一部サービスを公民館に移転し、湖畔荘の集会施設としてのサービスを公民館に移転した上で、温浴サービスを同種施設に集約するという旨を示してございます。これらについてパブリック・コメントを募集するというものでございます。一番下の（3）支所の閉所日の変更と移転後の名称の変更についてです。これまで閉所日につきましては、今年度末を予定してございましたけれども、年度末、年度初めには住所異動や納税等の手続が増えることから、利用者の利便性を勘案しまして、閉所日を1か月延期し、4月末としたいと存じます。つぎのページになります。上大津公民館へ移転後の名称につきましては、全てのサービスを移転するものではないことから「上大津出張所」としまして、逆に全てのサービスを提供している神立出張所を「神立支所」とするものです。それから枠の中の①に記載のとおり、5月上旬に機器等の引越し作業を行いまして、ゴールデンウィーク明けに「上大津出張所」として開所するスケジュールです。また、②の開所後の窓口の開所日時につきましては、公民館の開館日に合わせて、月曜日の休館

日を除く火曜から日曜の夕方5時15分までといたします。なお、本庁との遠隔通信により発行処理を行う戸籍証明書は市民課が休みの土曜日の発行ができないこととなります。つづきまして、3点目です。公共施設包括管理業務委託の公募型プロポーザルの結果でございます。(2)に記載のとおり応募者4社からプレゼンを受けまして、審査の結果、記載の事業者を優先交渉権者に選定いたしました。今後は(3)のスケジュールのとおり、詳細協議を行った上で契約を締結しまして、来年度の4月から業務を開始してまいります。なお、包括管理業者から設備点検業務や修繕業務等の委託先となる市内事業者向けの説明会につきましても、包括管理事業者とともに開催を計画しておりますので日時が決まりましたら議員の皆様にもメールにてお知らせさせていただきたいと存じます。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○平石委員長 委員並びに執行部の皆さまからは、何かございますか。

○塚本産業経済部長 執行部からは特にございません。

○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。